

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

19 先物振興発第 49 号
平成 19 年 5 月 9 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会 長 加 藤 雅 一

経営環境に係る調査総括

平成 19 年 5 月 9 日
日本商品先物振興協会

経営環境に係る調査総括

謹啓 新緑の候、貴社ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

さて、本会が 4 月 6 日付で会員代表者の皆様にアンケート調査のご協力をお願いいたしました『経営環境に係る環境調査』につきまして、調査分析および整理が終了いたしました。つきましては別紙の通りご報告いたします。ご査収ください。

新年度に入った直後の繁忙期にもかかわらず緊急な調査にご協力賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。

謹白

(送付資料)

経営環境に係る調査総括 平成 19 年 5 月 9 日作成

調査日 : 平成 19 年 4 月 6 日 (締切日 4 月 10 日)

回答社数 : 71 社 (会員 74 社、回答不能 1 社含む) 回答率 : 95.9%

* 本総括中の解説は、協会事務局の一つの見方を記述したものです

【概要】

商品取引員の経営環境が悪化している。平成 18 年度決算 (3 月) を経て本会が実施した「経営環境に係る調査」によると、平成 15 年度以降、経常収支プラスを計上する社数は 4 年連続して減少。18 年度は 27 社にまで落ち込んだ。商品先物業界の 5 社中 3 社は赤字決算を余儀なくされていることになる。

これは新規委託者数と外務員数の増減に如実に表れている。18 年度は全体の 7 割を超える 53 社が委託者数の減少を報告。外務員数は 6 割にあたる 42 社が減らした。そうした中で、いま切実に求められているのがコストの削減だ。取引所システムの共通化は継続的課題だが、今年は業界団体の経費削減を求める声が沸きあがった。同時に、商品取引員の経営環境を一変させた平成 16 年商品取引所法改正以降の規制の見直しも依然として喫緊の課題として挙げられている。

これらのひとつひとつが 19 年度の経営環境予測に反映されている。18 年に比べ 19 年は「良くなる」と答えた経営者は昨年より 10 人減少。「見込みが立たない (不透明)」と答えた経営者が急増した。一方、18 年度収支がマイナスで、しかも前年より悪化した 36 社中 16 社を含む 26 人の経営者は 19 年度は「よくなる」と回答している。

調査項目 1. 「貴社の平成 18 年度決算（平成 19 年 3 月末）は、平成 17 年度決算と比較して如何でしたか」（回答 70 社）

① よくなった	12社 (17.1%)	経常収支プラス、かつ増益 経常収支マイナスだが改善	9社 3社
② 悪くなった	54社 (77.1%)	経常収支プラスだが減益 経常収支マイナスで一層悪化	18社 36社
③ 変わらない	4社 (5.7%)	経常収支プラスだが前年度並み 同 マイナス前年度並み 同 ±0で前年度と変わらず	0社 3社 1社

【平成 18 年度決算と過去の状況】

	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
経常収支プラス	27 社	36 社	51 社	55 社
経常収支マイナス	42 社	34 社	15 社	9 社
経常収支±0	1 社	—	—	—
合計	70 社	70 社	66 社	64 社

(注) 平成 15 年度の数は、日商協開示資料に基づく。

【経常収支状況の前年度対比】

平成 18 年度		平成 17 年度	
経常収支プラス	27 社	経常収支プラス	21 社
		経常収支マイナス	6 社
経常収支マイナス	42 社	経常収支プラス	16 社
		経常収支マイナス	26 社
経常収支±0	1 社	経常収支±0	1 社

商品取引員の経営は、決算の推移を見ると、平成 16 年の改正商品取引所法施行以来、厳しさを増している。

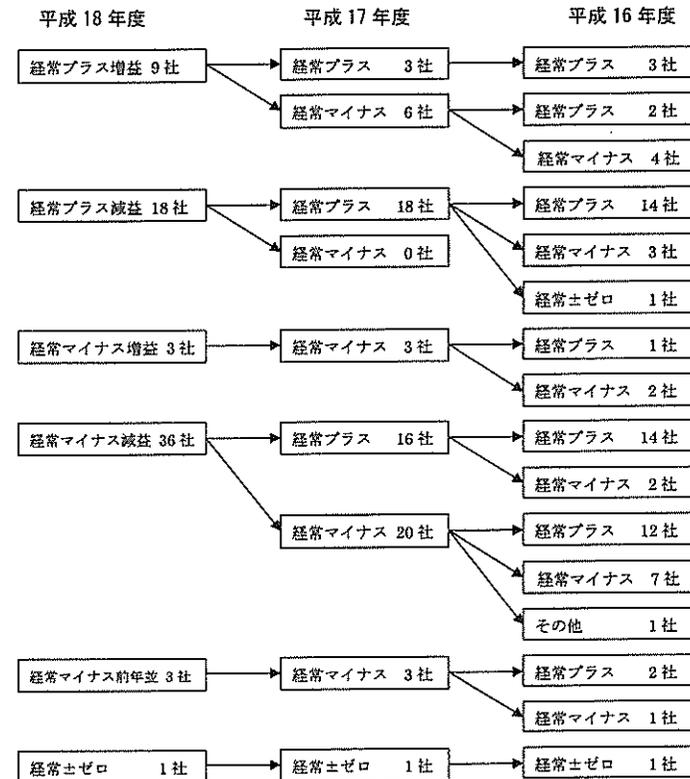
まず過去 4 ヶ年の経常収支の推移を振り返ると、年を負うごとにプラス社数の減少(平成 15 年度 55 社→同 18 年度 27 社)とマイナス社数の増加(15 年度 9 社→18 年度 42 社)が見取れる。プラスを計上した社の割合は 15 年度 85.9%、16 年度 77.3%だったが、改正商品取引所法の影響が現れる同 17 年度には 51.4%と半数に減少。昨年度 (18 年度) はついに 38.6%にまで落ち込んだ。これは 5 社中 3 社の決算がマイナスだったことを示す。しかも「(前年度に比べ) 決算が良くなった (改善した)」のはわずか 12 社 (17.1%) であり、そのうち直近の 2 年の収支がプラスで、かつ 18 年度が 17 年度より上向いたのは 3 社という厳しい結果となっている。

この分析を 17 年度調査と照合してさらに詳しく見てみる。改正法影響以前の 16 年度と、そ

れ以降の 2 ヶ年 (17 年度、18 年度対比) で経常収支はどのように変化したか。まず 16 年度以降、3 年連続でプラスを維持したのは 70 社中 (以下同) 17 社である (*1)。このうち、18 年度の収支が 17 年度を上回ったのは 3 社。14 社はプラスを維持したものの、18 年度は前年比で減益を強いられた。また 16、17 年度にはプラスを計上したものの、18 年度になってマイナスに落ち込んだ社も 14 社ある。これだけを見ても、商品先物業界の近年の経営環境が「好況」とはかけ離れていることがうかがい知れる。

改正法以降の収支 (平成 17 年度) がマイナスで、18 年度にそのマイナスを一層拡大させた社は 20 社ある。このうち 7 社は施行前年の 16 年度もマイナスを計上。さらに 18 年度はマイナス幅を縮小または維持したものの、3 ヶ年連続でマイナス収支となった社が 2 社だった。

3 年間の経常収支の推移 (*1)



調査項目 2. 「平成 18 年度決算で貴社の収益の柱となった分野（10%以上のシェア）はつぎのいずれですか」（複数回答、回答 70 社）

	18 年度	17 年度
① 商品先物手数料	64 社 (90.1%)	68 社 (97.1%)
② 同自己売買収入	21 社 (29.6%)	20 社 (28.6%)
③ 金融先物 (FX など) 手数料	10 社 (14.1%)	13 社 (18.6%)
④ 同自己売買収入	1 社 (1.4%)	2 社 (2.9%)
⑤ 証券取引 (先物含む) 手数料	6 社 (8.5%)	6 社 (8.6%)
⑥ 同自己売買	2 社 (2.8%)	3 社 (4.9%)
⑦ 商品ファンド等販売・管理手数料	0 社 (0.0%)	3 社 (4.9%)
⑧ (金地金等) 現物売買収入	1 社 (1.4%)	2 社 (2.9%)
⑨ その他	7 社 (9.9%)	4 社 (5.7%)

平成 18 年度経常収支でプラスの 27 社とマイナスの 42 社を比較した場合、それぞれの収益の柱（収益の 10%以上）に極端な差異は見えてとれない。

金融先物（FX等）手数料を挙げた社は 17 年度調査では 13 社だったが、今年は 3 社減って 10 社になった（*2）。商品先物業界では、これまでは商品先物手数料の落ち込みを補う手段として FX を位置づけており、取引員経営の収益多角化と経営リスクの分散に効果があるとされた。しかし、その FX 業務も 18 年から金融庁への登録制に移行している。取引そのものは従来の OTC（店頭）取引と東京金融先物取引所の上場取引『くりっく 365』に分化した。そのいずれの場合も不招請勧誘の禁止を含む行為規制の強化と財務基準の厳格化が求められることになった。その結果、かつて 40 社を超えていた FX 業務を取り扱う商品取引員は減少した。多社化を選択した取引員もいるが、撤退や売却を余儀なくされたケースは少なくない。結果として同業務は取引員経営における収益多角化の切り札にはならなくなっている。金融先物手数料を 18 年度の「柱」に挙げた 10 社中、FX 業務をプラス収益に反映させているのは 4 社であり、5 社はマイナス、1 社は前年並みと回答している。

では商品取引員の「収益多角化」はどうなっているだろうか。

18 年度にプラス収支を計上した 27 社の「収益の柱」の内訳は、「商品先物手数料」23 社、「商品先物自己取引」10 社、「金融先物手数料」4 社、それ以外 10 社。商品先物取引と同自己取引以外に「柱」がない社は 14 社だった。「商品先物専業比率」は 51.8%ということになる。

逆に 18 年度収支がマイナスの 42 社では、商品先物以外の「柱」がない社は 31 社にのぼり、同専業比率は 73.8%に達している。プラス社のほうがマイナス社よりも「多角化の割合」が進んでいることがわかる。「商品ファンド業務」に焦点をあてると、収益の「柱」に挙げる社数の減少である。数字としては 17 年の 3 社が 0 社になったに過ぎないが、個人の直接参加から商品ファンドを経由した間接参加という“潮流”や“取扱商品の品揃え”の観点から看過はできない。こうした収益の柱の減少は、年度を追うごとにプラス収益の社が減少している事実、少なからずリンクしていると思料される。

調査項目 3. 「平成 19 年度の貴社の経営環境は、平成 18 年度と比較してどのようになるとお考えですか」（71 社回答）

	平成 19 年度見通し	平成 18 年度見通し (昨年調査)
改善する (よくなる)	26 社 (36.6%)	36 社 (49.3%)
変わらない	11 社 (15.5%)	16 社 (21.9%)
さらに厳しくなる (悪化する)	17 社 (23.9%)	16 社 (21.9%)
不透明 (見込みが立たない)	17 社 (23.9%)	4 社 (1.4%)

前年との対比で次年度の経営環境をどう見ているかを問う設問である。「改善する」が平成 18 年度の 36 社 (49.3%) から 26 社 (36.6%) に減少すると同時に、「不透明」が 4 社 (1.4%) から 17 社 (23.9%) に増加したことが目立つ。その一方で「悪化」を予測する“弱気”の回答は 16 社 (21.9%) から 17 社 (23.9%) へとほぼ横ばいとなっている。このことから「不透明」の増加は、「改善する」と「変わらない」の減少と裏腹になっていることがわかる。「不透明」の裏には、なにかをきっかけとした経営環境の好転期待が込められているのか、当面のことしかわからないという混迷があるのか、将来展望が求められる状況があると言える。

当設問と、決算概況を聞いた調査項目 1 の回答を対比するとどうかを見る（*3）。

経常収支マイナスの 42 社の内訳は、改善 21 社、変わらない 5 社、悪化する 8 社、不透明 8 社であり、「変わらない」「悪化する」「不透明」の計 21 社について、業界として環境整備が求められる。回答 71 社中では 29.5%、約 3 割を占める。

経常収支プラスの 27 社の内訳は、改善 4 社、変わらない 5 社、不透明 11 社、悪化 7 社であるが、悪化の 7 社 (25.9%) と不透明 11 社 (40.7%) について、より慎重な姿勢と見るのが妥当かもしれない。

決算が「よくなった」12 社のうち「18 年度収支がプラスかつ 17 年度比増益」の 9 社で「改善」との回答はわずかに 1 社。「悪化」と「不透明」はそれぞれ 2 社と 5 社で、好調な業績の影にも経営者の危機感が見て取れる。これは「18 年度収支はマイナスだが数値が改善した」3 社がいずれも「改善する」と回答したのとは好対照を描いている。

そうした中で唯一、業容の好転に光を見出しているのは「18 年度収支マイナスかつ減益」の 36 社グループだ。このグループの「変化なし」(5 社) は「不調継続」と同義で、「悪化」8 社と「不透明」7 社をあわせると 20 社にのぼる。しかし残りの 16 社 (44.4%) は「改善」を選択。グループ中に占める「楽観」または「期待」の割合は 44.4%に達しているうえ、全体で「改善」を予想する 26 社中の 16 社 (6 割超) がこのグループに属していることも特徴的だ。

【18年度決算と収益の柱及び19年度経営環境見通し】(*2、*3) (70社回答)

- 収益の柱 ① 商品先物委託手数料 ⑥ 証券取引自己売買収入
 ② 商品先物自己売買収入 ⑦ 商品ファンド等販売・管理手数料
 ③ 金融先物(FX等)手数料収入 ⑧ 現物売買収入(金地金等)
 ④ 金融先物(FX等)自己売買収入 ⑨ その他
 ⑤ 証券取引(先物含む)手数料

ア) 経常収支はプラスであり、増益となった。(9社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①	2社	1社		1社	
①+②	4社		1社		3社
①+③	1社				1社
①+②+③	1社			1社	
①+②+⑤	1社				1社

イ) 経常収支はマイナスであるが、改善した。(3社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①	1社	1社			
①+⑤	1社	1社			
①+⑥	1社	1社			

ウ) 経常収支はプラスであるが、減益となった。(18社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①	5社		1社	1社	3社
①+②	3社		1社	2社	
①+③	2社	1社			1社
①+④	1社		1社		
①+⑥	2社			2社	
⑤	2社	1社	1社		
⑥	1社			1社	
⑤+⑥	1社	1社			
①+②+⑥	1社			1社	

エ) 経常収支はマイナスであるが、一層悪くなった。(36社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①	21社	8社	3社	5社	5社
②	1社				1社
③	1社	1社			
①+②	6社	1社	1社	3社	1社
①+③	4社	4社			
①+②+⑤	1社	1社			
①+②+⑥	1社		1社		
①+⑤+⑥	1社	1社			

カ) 経常収支はマイナスであるが、前年度並みである。(3社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①+②	2社	1社			1社
①+③	1社	1社			

キ) 経常収支は、ほぼ±0であるが、前年度と変わらない。(1社)

18年度収益の柱	回答数	19年度改善	同不変	同悪化	同不透明
①+⑥	1社		1社		

調査項目 4. 「平成 18 年度の貴社の営業の状況についてご回答下さい」

(1) 新規委託者数：平成 17 年度中と平成 18 年度中との対比

	18 年度 (71 社)	18 年度 (うち電子採用 33 社)	17 年度
増加した	14 社 (19.7%)	8 社 (24.2%)	30 社 (41.1%)
変わらない	4 社 (5.6%)	1 社 (3.0%)	8 社 (11.0%)
減少した	53 社 (74.6%)	24 社 (72.7%)	33 社 (45.2%)
無回答	-	-	2 社 (2.7%)

この調査結果も商品取引員経営の厳しさを如実に映している。17 年度は厳格化された勤務規制を反映しながらも増加と減少の社数は 30 社と 33 社で拮抗していた。しかし 18 年度は増加の 14 社 (19.7%) に対して減少社数は 53 社 (74.6%) を占めている。これは対面営業と電子取引でも大きな差となっていない。この 1 年で、全般的に商品取引員は新規委託者を減少させたことになる。

また電子取引サービスを提供している 33 社中、18 年度収支をプラスとしたのは 12 社で、33 社に占める割合は 36.4%。一方、全 71 社中の収支プラス社は 27 社で割合は 38.0% となっているので、電子取引の採用に伴う収支状況の大きな差異は認められない。

(2) 登録外務員数：平成 18 年度期首 (平成 18 年 4 月 1 日) と期末 (平成 19 年 3 月末) との対比

	18 年度	17 年度
増加した	17 社 (23.9%)	17 社 (23.3%)
変わらない	12 社 (16.9%)	13 社 (17.8%)
減少した	42 社 (59.2%)	43 社 (58.9%)

直近 2 年間の比較で、社数にほとんど変化が見られない唯一の調査結果である。ただ 18 年度に外務員数を増やした 17 社の収支を分析すると、「18 年度収支はプラスだが 17 年度比減益」が 7 社、「18 年マイナス同減益」が 8 社と、この 2 つのグループでほぼ半数 (17 社中 15 社) を占めている (*4)。ただこの 2 グループの収益性向と外務員数の増減関係に特定の関連性は見出せない。

経常収支プラス 27 社の内訳は、増加 9 社、変わらない 7 社、減少 11 社。逆に経常収支マイナスの 42 社は増加 8 社、変わらない 3 社、減少 31 社で、このグループに外務員の減少が著しい (73.8%)。

【登録外務員数と決算の状況】*4

外務員数 (18 年 3 月末)	18 年度決算	
増加した 17 社	ア (経常プラス、増益)	2 社
	ウ (経常プラス、減益)	7 社
	エ (経常マイナス、悪化)	8 社
変わらない 12 社	ア (経常プラス、増益)	2 社
	ウ (経常プラス、減益)	5 社
	イ (経常マイナス、改善)	1 社
	エ (経常マイナス、悪化)	2 社
	キ (経常±0、変わらず)	1 社
	無回答	1 社
減少した 42 社	ア (経常プラス、増益)	5 社
	ウ (経常プラス、減益)	6 社
	イ (経常マイナス、改善)	2 社
	エ (経常マイナス、悪化)	26 社
	カ (経常マイナス、前年度並)	3 社

(3) 新卒採用数：平成 18 年度と平成 17 年度との対比

	18 年度	17 年度
増加した	6 社 (8.5%)	13 社 (17.8%)
変わらない	16 社 (22.5%)	23 社 (31.5%)
減少した	49 社 (74.6%)	35 社 (47.9%)
無回答	-	2 社 (2.7%)

17 年度に比べ、18 年度は新卒者の採用を控える傾向が一層強まった。増加させたのはわずかに 6 社だけ。内訳は証券兼業取引員 3 社、当業型 1 社、専業型は 2 社であり、専業型取引員の大多数は新卒採用を減少させている実態が浮かび上がってくる。上記表を見ると減少社数は 49 社だが、実際には「変わらない」としている 16 社の中に「そもそも新卒者を採用していない」「17 年度も新卒を採用しなかった」社があることを付記しておく。

また新卒採用を減少させながら外務員数を減少させているのは 33 社ある。その中で 19 年見通しが「改善する」と考えているのは 14 社。「改善」の全 26 社に占める割合は 53.8% にのぼる。

(4) 「販売費及び一般管理費」：平成17年度と平成18年度との対比

	18年度	17年度
増加した	21社 (29.6%)	21社 (28.8%)
変わらない	3社 (4.2%)	15社 (20.5%)
減少した	47社 (66.2%)	35社 (47.9%)
無回答	-	2社 (2.7%)

18年度において販売費および一般管理費を「増加」させた社数は17年度同様21社で、数字上変化はない。しかし、実際は17年度に「変わらない」としていた16社が3社に減り、その分が「減少」を増やしている。また、これまでの設問への回答の中で商品取引員は外務員の雇用を減少させていることが読み取れるが、そのことが本設問の回答結果と重なるものとなっている。販売および一般管理費を増加させながら登録外務員と新卒者の採用を増やしている社が1社あるが、専業型取引員では販売費および一般管理費を減らしながら外務員数と新卒者採用を抑えているのは30社で、当設問の全「減少」社数に占める割合は63.8%となっている。登録外務員の減少と新規採用の減少とが経営上の意図されたものであるかどうかについては、推測の範囲となり、断定はできない。

(5) 平成18年度期末(平成19年3月末現在)の純資産額(概算億円単位)

平成18年度			平成17年度		
10億円未満	15社	21.1%	10億円未満	12社	16.4%
10～19億円	9社	12.7%	10～19億円	12社	16.4%
20～29億円	14社	19.7%	20～29億円	10社	13.7%
30～39億円	6社	8.5%	30～39億円	9社	12.3%
40～49億円	6社	8.5%	40～49億円	7社	9.6%
50～59億円	2社	2.8%	50～59億円	4社	5.5%
60～69億円	3社	4.2%	60～69億円	1社	1.4%
70～79億円	3社	4.2%	70～79億円	2社	2.7%
80～89億円	1社	1.4%	80～89億円	1社	1.4%
90～99億円	0社	0.0%	90～99億円	0社	0.0%
100億円以上	12社	16.9%	100億円以上	12社	16.4%
			無回答3社		

会員の社数を純資産額10億円刻みで分類した結果が上表だ。平成18年度の場合、30億円未満の社数は38社で全体の半数以上(53.5%)を占めている。一方で100億円以上と答えたのは12社で全体の16.9%。すなわち商品取引員を純資産額で分類すると、中間値を示す社が少ない二極化の構造(つり橋型の分布)が見えてくる。これは平成17年についても同じことが当てはまるうえ、さらに詳細には、10億円単位の比較でも分布の割合が極めて似通っている点が興

味深い。また平成18年度純資産額を100億円以上と回答した社のうち19年度の見通しがよくなると答えたのは5社(41.6%)で全体の平均値(36.6%)と大きな代わりはないが、6社(50.0%)が過去3年連続でプラス収益を計上している点で平均値(38.0%)を上回っている。一方、純資産額が30億円未満の38社の中で3年間連続プラス収益を計上したのは3社(7.9%)となっている。

調査項目 5.

「商品取引員の経営環境が改善されることが商品先物市場の流動性の確保・向上に不可欠ですが、業界の取組として何が有効であるとお考えですか。短期的取組と中長期的取組に分けて、取組課題選択肢の中から項目を選択して下さい（複数選択可）。また、具体的なお提案があればご記入下さい」

(1) 短期的取組（1年以内に実現）＝19年上位5項目と同項目の18年調査結果

	19年調査	18年調査
①業界団体コストの削減	43社	4社 ⑨
②行為規制の見直し	37社	41社 ①
③証拠金制度の見直し	28社	29社 ②
④国民への啓蒙	21社	20社 ③
⑤取引システムの共通化	17社	15社 ⑤

【業界団体コストの削減と取引コストの共通化】

今年の調査で特徴的なのは「業界団体コストの削減」を求める声が増えたことだ。昨年はずか4社の意見だったが、今年は全体の6割に当たる43社が賛同した。もちろんこの背景には、取引員企業全般にわたる減収・減益がある。それが業界団体にも「応分の負担」を求める声につながったとみるべきだろう。また本調査に先駆け、自主規制団体である日本商品先物取引協会（日商協）が19年度の定率会費の予納単価を前年度の4円から5割増額して6円にすると発表したことも決して無縁ではないはずだ。

こうした考えは「出費を抑える」との共通認識の下で「取引システムの共通化」を求める声と重なっている。「共通化」には17年度が15社、18年度は2社増えて17社が賛意を示した。今年の第5位の要望だが、上位4項目に比べると、若干、数が少なく思えるかも知れない。だが71社中、複数取引所の共通会員は全数よりも少ない。事実、（東穀取・東工取・中部大阪取）の共通会員は40社、（東穀取・東工取）は55社、（東穀取・中部大阪取）は44社、（東工取・中部大阪取）は40社となっている。その際、共通会員以外はシステムの「共通化」は興味の対象外であるため当該設問の分母が小さくなる。従って17社だから要望が少ないことにはならない。当項目は昨年も5位にランクされており、昨年の解説では、会員の多くが困っているながらも取引所当事者に言い出せない『陰の声』であることを指摘している。

【具体的記載事例】

- 取引所によって異なる経理処理の統一化が望ましい。取引所手数料の徴収で消費税が内税か外税か、また清算手数料を含むのか含まないのかがばらばら。取引員に統一経理基準があるように、取引所も一定の徴収方法を定めるべき。
- 業界団体コストの削減は役員数の削減で。
- 保護基金の廃止統合、cfefシステム月次提出の中止。

【行為規制の見直し】

上記の「業界団体コスト」と「取引コスト」は商品取引員にとって支出の部（＝出費の抑制）につながる問題。一方、「行為規制の見直し（運用の弾力化）」は収入の部（＝収益の増加）につながる問題だ。当案件は昨年の最大の関心事だったが、「業界団体コストの削減」に押されてランクを落としている。しかし会員の半数を超える37社が依然として「行為規制の見直し」を問題意識として抱えている事実に変わりはない。

【具体的記載事例】

- 登録外務員試験の更新時に法令遵守試験を導入し、登録の可否に加える。更新年月を短縮し、更新を厳しくする。
- 一任売買他見直しの検討。
- 委託者保護ガイドラインの解釈に関し、富裕層・証券経験者の顧客に対して弾力性をもたせる。

【証拠金制度の見直し】

会員の4割が課題に挙げた「証拠金制度の見直し（運用の弾力化）」について、昨年は①追証拠金の請求・返還時期とその額、②取引所が定める基準額を取引員が本証として徴収する際の運用方法、③直接預託と差し入れ預託の書類の相違——などが指摘されていた。また、わかりやすい（＝委託者に説明しやすい）証拠金制度の実現を求める声も高いが、本案件は中長期的視点でとらえる向きも少なくない。具体的には、総約定代金に対して一定のパーセンテージを徴収する「証拠金率」の提案がある。同案ではわかりやすさのほかに、商品取引員にとっては根拠書類の簡素化に役立つメリットもあるとされている。

【具体的記載事例】

- 委託者リスク・自己リスクの見直し、わかりやすい証拠金制度へ変更する。

【国民への啓蒙】

「国民への啓蒙（商品先物取引の意義、利用に係る知識）」は昨年同様、約3割の会員が短期的課題に挙げた。商品先物取引に対する“マイナスイメージ”はいまだ払拭できていないと多くの会員が考えている証左ともいえよう。商品先物業界には、平成16年の改正商品取引所法を最大の契機として、業界が変わったとの意識が強い。勧誘等の行為規制の強化、財務規制の厳格化は商品取引員にとって現実に“痛みを伴う”変革だった。その結果を社会に訴えて「不信任を払拭すべき」との声があがっている。また業界団体との“ティアップ”を求める声もある。いわばエキスポ型PRの提案で、取引所や協会主催のセミナーと商品取引員のブース展示を組み合わせた形式の普及啓蒙および広報だ。コスト削減のメリットもある。

【具体的記載事例】

- 商品先物取引に対する不信任を払拭することに全力を挙げるべき。それには不断の努力による商品先物取引に対する啓蒙が必要。同時に商品会社にはお客様本位の営業姿勢が徹底して求められる。
- 先物取引の各業界へのセミナー及び国民へのPR。

- ・ 取引所、業界団体（協会等）による積極的なPR活動が必要。取引所、業界団体が商品先物取引をアピールする展示会、セミナー等を開催し、その会場へ取引員がブース出展するなど。

【その他】

市場活性化に関して、自己ディーリングと委託者の拡大で具体的な提案が寄せられた。

商品取引員の自己ディーリングには収益ソースの多角化とともに市場を活性化させるメリットがあるが、一方で純資産額規制比率の問題が絡んでくる。提案では、規制緩和を前提として自己ディーリングを活発化させることで、「市場拡大→適正な価格形成→さらなる市場拡大」へとプラスの循環をイメージが窺える。

委託者の拡大でも、提案者は総合的なスキームが描かれている。そこでは、一般委託者向けには低レバレッジ商品、ラップロ座、取引時間の延長。機関投資家向けには国際ルールとの連動→一といったキーワードが浮かび上がってくる。しかし提案の根本は“市場環境の整備→周知→市場活性化”のスキームに集約できる。

また自主規制と広報の実施と証拠金制度など一連の改革、その他のコスト削減などに関する提案もあった。

（具体的記載事例）

- ・ 現在のマーケットは、一般投資家及び会員が収益を上げることが困難な状況であるため、市場環境を整えることが必要。自己玉の売買規制を再度検討すべき。
- ・ 自己ディーリングの活性化。自己資本規制比率では、コモディティの市場リスクがグロス・ポジションで約定代金の3%、ネット・ポジションで約定代金の15%。このため自己ディーリングは、市場リスクが足かせとなり、思うように売買ができない状態である。正常な価格を形成するためには、市場活性化は重要である。もっと自己ディーリングを活用できる環境作りの整備が必要である。市場のバイを大きくすることにより適正な価格が形成され、市場参加者の増大に繋がると考える。
- ・ 「一般個人の取引参加環境の改革」
 - ① リスク軽減の措置：低レバレッジ商品の導入
 - ② 集団投資スキームの多様化：「商品版ラップロ座」の導入環境整備
（注）取引員（外務員）に対する個人向け一任解禁措置が困難な実情からして戦略転換が必要。
 - ③ リスク管理環境の改善：取引時間の延長（ストップ解消策とのパッケージで）、24時間取引実現の環境整備
- ・ 多様な市場参加者（当業者、内外の機関投資家、ファンド資金等）の参入を促すべく市場制度の改革を行う必要がある。
 - ① 国際的な価格変動と連動した値幅制限、建玉制限の緩和、証拠金制度、取引時間の延長やマーケットメイク制度等、限月のない商品についての検討。
 - ② 取引の安全・公正の確保の為に、J C C Hの機能強化と適正な市場管理体制の確立。
 - ③ 取引所間のシステムの共通化を推進し、取引コストの削減。
 - ④ 個人委託者の参加を促進すべくわかりやすさの向上に努め、追証制度の改善や取引の

啓蒙活動を早急に手掛ける。また、リスクを低減したミニ商品、限月のない商品、商品ファンドの上場等も検討してゆく。

- ・ 勧誘等について自主規制を強化し、営業姿勢の改善を模索することは必要だが、業界にとって新規委託者を必要とし続ける構造を急激に変えることは難しい。今後の業界の取組において一番重要なことは、業界の社会的存在意義を明確にしていくこと及び成熟された取引形態を確立していくことである。そのため、積極的な啓蒙活動、証拠金制度・値幅制限等の取引構造の変革、個人委託者からの適正な資金導入方法、外務員の質の向上等の早急な対策が必要である。
- ・ 持株会社制度を採用し、アウトソーシング可能なものは合理化を図りたい。これが、許認可の関係で受託業務執行体制と検査基準でアウトソーシングが可能かどうか。
- ・ 電子取引に係る責任準備金の免除。
- ・ 商社優遇の売買仕法の改善。

短期的取組 19年調査 6位以降

	19年調査	18年調査
⑦努力するものが優遇される制度（堅牢な財務基盤の確立や選法努力の結果に応じた一律規制の適用除外、取引習熟者・専門家の優遇等）	15社	-
⑧業界ビジョンの検討（商品先物市場の将来像と商品取引員の経営展望）	10社	4社 ⑨
⑨I B（仲介者）制度の導入	8社	5社 ⑩
⑩商品投資顧問業の活性化（資本金要件見直し、個人契約の解禁等）	6社	8社 ⑪
⑪アウトソーシング業務の合理化（後方事務処理部門・顧客口座管理部門の代行・引き受け制度）	5社	-
⑫外務員制度の改善（専門性を助長・支援する格付け制の導入等）	5社	3社 ⑬
⑬その他	4社	5社 -
⑭清算参加者の多様化（銀行や海外金融コングロマリット等、信用力の強固な巨大資本の他者清算資格取得=取次業専門清算引受等）	2社	6社 ⑭

(2) 中長期的取組＝19年上位5項目と同項目の18年調査結果

	19年調査	18年調査
①取引所システムの共通化	39社	28社 ②
②業界ビジョンの検討(商品先物市場の将来像と商品取引員の経営展望)	31社	25社 ③
③国民への啓蒙	29社	53社 ①
④商品投資顧問業の活性化(資本金要件見直し、個人契約の解禁等)	19社	22社 ④
⑤IB(仲介者)制度の導入	15社	14社 ⑦

【国民への啓蒙と取引所システムの共通化】

昨年、会員の7割を超える53社が最大の課題に挙げた「国民への啓蒙」は4割の29社に減少、順位は3位に下降した。もちろん「啓蒙」の必要性が薄らいだわけではない。むしろその逆であることはさまざまな理由から明白だ。昨年の調査時期に高まっていたコモ先物の上場機運の後退が作用したと考えるべきだろう。

その代わりにトップに躍り出たのが「取引所システムの共通化」問題だ。昨年「共通化」を指摘したのは28社で全会員の4割弱。今年はそれよりも11社多い39社(55%)が「共通化」の必要性を掲げた。この問題を短期的課題として挙げた社も17社ある。いずれにせよ最大の眼目はコストの削減に他ならない。もちろん短期に目的を達成できればそれに越したことはない。しかしより多くの会員には、この問題解決には時間がかかるとの認識があるのかも知れない。

東京工業品取引所と東京穀物商品取引所はそれぞれNTTデータとパットシステムズ(英)と契約を締結し別々の取引システムを独自に開発している。これは両取引所が電子取引を導入した当初からの流れだ。そして今秋には東穀取が一部商品でザラバ取引を始めるが、それでも今回、両所のシステムが統一化される兆候はない。共通取引員は回線負担を含め2重投資を強いられる。一織の望みは、その次以降のシステムは「東工取と相談して」と歩み寄りの姿勢を見せた森実孝郎・東穀取理事長の談話にある。

その一方で板寄せ取引システムについては、中部大阪商品取引所のシステム問題がある。現在、板寄せ取引システムは東穀取のシステムを共同利用しているが、これを板寄せの独自開発システムを稼働させるといふのである。取引員にとってはなんとも頭の痛い話だが、こうした経緯から「共通化」問題は喫緊の課題であると同時に中長期課題にもものせられているのだろう。

なお当協会においては、東穀取、中部取に対し、平成18年7月26日付け「取引システム共通化に係るお願い」により、取引システムの共通化・統合化による取引システム経費削減に向けての提言を行っている。

【業界ビジョンの検討】

「業界ビジョンの検討」を挙げたのは昨年より6社多い31社で、全体の4割を超える取引員経営者の声となっている。

(具体的記載事例)

- ・ 中長期的な展望は、ビジネスモデルの変革がポイントになってくる。商品投資顧問業等、委託資産の多様な運用手法の充実。市場参加者のレベル分類に応じたインフラの整備。アウトソーシングによる基幹業務系の充実(バックオフィス・プログラム売買注文等の充実)及び共通システムによるコストダウンの模索。登録外務員のステータスの向上などが課題である。将来、オンライン取引が当然となることは必至だが、現在の業界の環境下ではオンライン取引に移行することが正解と考えにくい。最重要課題は、営業姿勢を抜本的に改革し対面営業の質を向上させ、業界の社会的存在意義を確立していくことである。

【商品投資顧問業の活性化】

「商品投資顧問(CTA)の活性化」は昨年よりも3社少ない19社(26.7%)が課題に挙げている。CTAの活性化は、商品ファンドの活性化はもとより同時に市場そのものの活性化にも役立つと考えられる。しかし種々の理由から国内のCTA登録件数はわずか12社ときわめて少ないのが現状だ。

試みに米国先物業界の規制当局であるNFAの登録者数と比較すると、NFA登録は1,764社で、彼我の格段の違いが明らかになる。もちろん米国のCTAは日本風という金融先物も取引できる点で単純には比較できない。だが、金融先物も商品先物も取引できる資格と考えれば、米国のCTA資格の優位性は必然的に明瞭になり、それに伴うニーズの高まりも理解できる。また制限に関しては、国内CTAには個人投資家との一任契約が解禁されていない不便が挙げられる。そのため法的整備が前提としてあるが、そこをクリアして初めて米国の登録者の内訳が参考になる。前述の1,635社中、先物ブローカー(=FCM、商品取引員相当)かつCTA登録者は6社(人、以下同)、FCMかつファンド運用者(CPO)かつCTA登録者は12社、イントロデュースング・ブローカー(=IB、後述)かつCTA登録者は113社、IBかつCPOかつCTA登録者は31社、CPOかつCTA登録者は835社、CTAの単独登録者は767社——(2007年3月末)。

資格者(登録者)を増やすことが市場の活性化につながる다면、一刻も早い法整備が待たれるところだ。

(具体的記載例)

- ・ 商品取引員と商品投資顧問業を兼務できるようにし、証券業で解禁されている富裕層向けサービスの『ラップロ座』を導入できるようにする。

【IB(仲介者)制度の導入】

商品先物仲介業務の多様な議論に基づいて脚光を浴びようになったIBはそもそも米国の制度で、NFAには1,635人が登録している(*5)。米国の制度下では最低3万ドル(約360万円)の資金でIB資格を取得できるため(実際にはオフィス経費などが必要)、独立心の旺盛な営業マンは競うようにIB資格を取得する傾向がある。IBは、実際には個人投資家を顧客とするだけのビジネスではない。さまざまな分野において法人営業に特化したIBがあり、少なからず海外受託に貢献しているとの指摘がある。

(具体的記載事例)

- ・ 現在の取次商品取引員は、商品取引所法上では商品取引員であり、財務要件や法定帳簿等の

作成や保存などの業務にかかる義務は受託商品取引員と同等のものが要求されているため仲介業として成立し難いが、小額・低コストで仲介業に参入できるよう制度を改めれば国内外から仲介業者および顧客の獲得を狙う。

【上場商品に関する意見】

選択肢になかったためランキングには入っていないが、上場商品に関する指摘も目立った。「投資家の裾野を広げる」ことが共通の目的だが、リスク性向から限月、売買単位などのほか、法規制の緩和を伴うものまで幅広い提案が寄せられている。また外務員資格による勧誘可能商品の限定といった斬新な提案も見られた。

(具体的記載事例)

- ・ 現在の商品先物市場は、高レバレッジ性のため、一部の富裕層しか参入が困難な状況である。裾野の広い委託者の取り込みを図る事が肝要である。例えばネット取引には若い投資家が多い。そういう投資家に長く取引を楽しんでもらうためには、思い切ったミニ化で売買単位を小さくし、現物株式取引に近いレベルにまでレバレッジを下げた商品を開発する必要がある。なるべく多くの商品でミニ商品を実現したい。
- ・ ローリスク、ミドル・ハイリスクの上場商品の開発し、外務員の資格に応じて受注商品・受注額を限定する。そのためローリスク、ミドル・ハイリスクの上場商品の開発が必要。
- ・ ミニ取引の充実(ロール・オーバーできる商品開発)。限月制との絡みもあるが、限月制でどうしても決済する必要があるのでそこでどうしても損得が確定する。
- ・ 消費者に受け入れやすい上場商品の大型化 (コメなど)。
- ・ 長期限月を希望 (3年先物、5年先物等)。
- ・ 新規上場商品の許認可申請・試験期間の短縮。

【その他の意見】

この他寄せられた意見は次の通り。

- ・ (証拠金制度) 証拠金制度を見直し、現在の証拠金制度を簡素化し、証拠金率制度に変更することが望ましい。現在の証拠金では金の本証拠金、とうもろこしの本証拠金などと言うように商品別に証拠金が決まっている。これを証拠金率に改めれば良い。例) 証拠金率は、建玉金額の5%以上。と決めた場合、金やとうもろこし等と個別の商品に縛られることはなくなる。証拠金率の長所は、①お客様に説明しやすいこと②同時にお客様が建玉金額の総額を自然に意識するようになりトラブル防止策ともなり得る③システム化しやすいことで、法定帳簿等の帳票類が簡素化できる。
- ・ (規制緩和) 法規制の緩和を求め、商品投資顧問の活用、投資判断一任制度、店頭取引の拡大などにより、多様な運用手法を提供できるように検討が必要。特に、プロ投資家に対する規制緩和を進め、内外の大口資金の導入をはかり、国際的な商品市場としての地位を確立する必要がある。
- ・ (規制緩和) 取引員における国内市場と海外市場とのリスク相殺ができるように、純資産額規制比率の柔軟な運用を検討が必要である。

- ・ (規制見直し) 業界全体の横割りのな詰め付けではなく、商品取引員自体にランク付け等による、縦割りのな規制をすることで、業界全体の信頼性の向上等を模索することが望ましい。仮に、顧客とのトラブルが問題で規制強化がされているなら、現在の状況は、その大小に関係なく、画一的な規制で、商品取引員自身の自助努力が認められていない。ランク付けによる規制緩和等各会員が独自性を持てる経営環境が必要である。

(その他)

- ・ 機関投資家の呼び込み。
- ・ 積極的なロビー活動。
- ・ 登録外務員試験制を一般に開放し、業界独自に商品アナリストの養成育成の公募資格にする。
- ・ 商社優遇の売買仕法の改善。
- ・ 具体的ビジネスモデルの構築。
- ・ 主務省と業界諸団体の諸事情に対するスピーディーな対応。
- ・ 取引参加企業の公平化。
- ・ 日計り商いでも証拠金の徴収 (相場を動かす原動力)
- ・ 商品先物取引は自己責任が原則である。

中長期的取組 19年調査 6位以降

⑥外務員制度の改善 (専門性を助長・支援する格付け制の導入等)	14社	3社 ④
⑥清算参加者の多様化 (銀行や海外金融コングロマリット等、信用力の強固な巨大資本の他者清算資格取得=取次業専門清算引受等)	14社	5社 ⑤
⑧アウトソーシング業務の合理化 (後方事務処理部門・顧客口座管理部門の代行・引き受け制度)	12社	9社 ⑧
⑧努力するものが優遇される制度 (堅牢な財務基盤の確立や遵法努力の結果に応じた一律規制の適用除外、取引習熟者・専門家の優遇等)	12社	-
⑩財務要件の見直し (自己資本の有効活用等)	11社	8社 ⑨
⑩証拠金制度の見直し	9社	3社 ⑬
⑫行為規制の見直し	8社	8社 ⑨
⑬業界団体コストの削減	5社	16社 ⑥
⑬その他	5社	2社 -

※ 平成18年度調査では「努力するものが優遇される制度 (堅牢な財務基盤の確立や遵法努力の結果に応じた一律規制の適用除外、取引習熟者・専門家の優遇等)」についての設問はなかった。

(参考) *5

NFA (National Futures Association) 会員数 (2007年3月末現在)

(出所: NFA 資料 http://www.nfa.futures.org/registration/nfa_membership.asp)

会員総数	3,825
FCM	148
FCM兼CPO	10
FCM兼CTA	6
FCM兼CTA兼CPO	12
IB	1,468
IB兼CPO	23
IB兼CTA	113
IB兼CTA兼CPO	31
CPO	412
CTA	767
CTA兼CPO	835

取引所	10
-----	----

アソシエイト会員	53,900
----------	--------

・APはNFA会員の支配下で、その本来業務を手伝う社員。NFAにはアソシエイト会員として登録義務がある。

【NFAルール】

CFTC（米商品先物委員会）に登録をした、または登録の必要が認められるNFA会員は、登録要件に応じてCFTC法（Regulation 1.17）に定められた“調整済み総資産”または以下に示す額の、いずれか多い方の額を維持しなくてはならない。

- FCM：①25万ドル、②資産の4%の分離保管など、③各支店および各ギャランティードIBとその支店ごとに6000ドル、④AP1人につき3000ドル（ギャランティードIBがスポンサーするAPを含む）⑤証券ブローカーとディーラーは別の定めによる
- IB（ギャランティードIBを除く）：①3万ドル、②支店ごとに6000ドル、③AP1人につき3000ドル（ただし証券ブローカーとディーラーは別の定めによる）

平成19年11月14日

電子取引受託会員
会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

損金未払者に係る情報照会制度に関する調査結果のご報告

本年9月28日付け文書により、電子取引受託会員の皆様を対象として実施した「損金未払者に係る情報照会制度に関するアンケート」調査の結果がまとまりましたので、別紙の通りご報告申し上げます。本調査にご協力を頂いた会員には厚くお礼を申し上げます。

今後は本調査結果等を参考にしながら、委託者情報照会制度の構築について会員の実務者によるワーキンググループにおいて検討を進める予定としております。

なお、ご参考までに調査の概要を下記に示しておきます。

記

[調査の概要]

1. 調査の目的

電子取引においては、顧客との非対面性・顧客住所地の遠近の非制限性等の理由から委託者未収金の回収が困難となるケースが少なくないため、防止策の一つとして損金未払者に係る情報を会員が共有・照会できる制度の導入が考えられる。本調査は同制度について検討する際の資料として、未収金発生の実態及びそれに関する会員意見を収集することを目的とする。

2. 調査を行った期間

平成19年9月28日～同年10月3日

3. 調査対象とした会社数等

本会会員の内、電子取引による受託を行っている会員35社（うち34社が回答）

4. 調査対象とした期間及び取引種別

平成18年度の電子的方法による受託取引

以上

損金未払者に係る情報照会制度に関するアンケート集計(最終確定版)

平成19年11月15日
日本商品先物振興協会

調査を行った期間:平成19年9月28日～同年10月3日

調査対象会員:電子取引サービスを提供している会員 35社

回答社数: 35社

回答率: 100.0%

調査対象とした期間及び取引種別:平成18年度の電子的方法による受託取引

1. 委託者未収金(回収不能額)の実態について

①-1 回収不能額の総額

	167.8百万円	35社	83件
1社平均	4.8百万円		
1件平均	2.0百万円		

本制度の利用に関する回答内容別区分

「ぜひ利用したい」と回答した会員

49.4百万円	29.5%	10社	28.6%
---------	-------	-----	-------

「コスト次第」と回答した会員

57.7百万円	34.4%	14社	40.0%
---------	-------	-----	-------

「特に利用したいとは思わない」と回答した会員

0円	0.0%	3社	8.6%
----	------	----	------

無回答(いずれの選択肢も選択しなかった会員)

28.9百万円	17.2%	8社	22.9%
---------	-------	----	-------

合計	136.0百万円	81.1%	35社	100.0%
----	----------	-------	-----	--------

(参考) 「対面営業にも利用すべき」と回答した会員

67.1百万円	12社	34.3%
---------	-----	-------

(本選択肢を選択した会員は上記選択肢のうちのいずれかを同時に選択している場合が多かったため、「参考」として別立て表示した。)

1

①-2 会員ごとの回収不能額の分布状況

	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上	合計
全体	18社	3社	1社	5社	1社	4社	3社	35社
	51.4%	8.6%	2.9%	14.3%	2.9%	11.4%	8.6%	100.0%

*回収不能額の分布状況を会社単位で表示した。

回収不能額が最も大きい会員の金額と件数

2,031,540円	2件
------------	----

回収不能額が最も小さい会員の金額と件数

0円	0件
----	----

2

②回収不能額の区分

	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満	300万円未満	500万円未満	500万円以上	区分非開示	合計
全体	9件 10.8%	10件 12.0%	25件 30.1%	10件 12.0%	14件 16.9%	1件 1.2%	7件 8.4%	7件 8.4%	83件 100.0%

本制度の利用に関する回答内容別区分

	5万円未満	10万円未満	50万円未満	100万円未満	300万円未満	500万円未満	500万円以上	合計	対全体比率
「ぜひ利用したい」と回答した会員(10社)	4件 14.3%	4件 14.3%	11件 39.3%	2件 7.1%	5件 17.9%	0件 0.0%	2件 7.1%	28件 100.0%	33.7%
「コスト次第」と回答した会員(14社)	3件 13%	2件 8%	6件 25%	4件 17%	5件 21%	1件 4%	3件 13%	24件 100%	28.9%
「特に利用したいとは思わない」と回答した会員(2社)	0件 0%	1件 100%	1件 100%	0件 0%	0件 0%	0件 0%	1件 100%	3件 100%	3.6%
無回答(いずれの選択肢も選択しなかった会員)(8社)	2件 9.5%	3件 14.3%	7件 33.3%	4件 19.0%	4件 19.0%	0件 0.0%	1件 4.8%	21件 100.0%	25.3%

③電子取引委託手数料収入(平成18年度)

総額

57.4億円	35社
--------	-----

本制度の利用に関する回答内容別区分

「ぜひ利用したい」と回答した会員(10社)

26.7億円	46.6%
--------	-------

「コスト次第」と回答した会員(14社)

15.5億円	27.0%
--------	-------

「特に利用したいとは思わない」と回答した会員(2社)

3.2億円	5.6%
-------	------

無回答(いずれの選択肢も選択しなかった会員)(8社)

11.9億円	20.8%
--------	-------

(参考) 「対面営業にも利用すべき」と回答した会員(12社)

合計	57.4億円	100.0%
	8.6億円	15.1%

3

④回収不能額と電子取引委託手数料収入との対比(①÷③)

不能額	手数料収入	比率
167.8百万円	57.4億円	2.9%

本制度の利用に関する回答内容別区分

「ぜひ利用したい」と回答した会員(10社)

49.4百万円	26.7億円	1.8%
---------	--------	------

「コスト次第」と回答した会員(14社)

57.7百万円	15.5億円	3.7%
---------	--------	------

「特に利用したいとは思わない」と回答した会員(2社)

0.0百万円	3.2億円	0.0%
--------	-------	------

無回答(いずれの選択肢も選択しなかった会員)(8社)

28.9百万円	11.9億円	2.4%
---------	--------	------

合計	136.0百万円	57.4億円	2.4%
----	----------	--------	------

(参考) 「対面営業にも利用すべき」と回答した会員(12社)

67.1百万円	8.6億円	7.8%
---------	-------	------

⑤回収不能となった委託者数(②を参照のこと)

83人

⑥電子取引委託者数(平成18年度における期中退出者を含む延べ人数)

47,737人

⑦回収不能委託者の割合(⑤÷⑥)

回収不能委託者数	電子取引委託者数	比率
83人	47,737人	0.17%

本制度の利用に関する回答内容別区分

「ぜひ利用したい」と回答した会員(10社)

28人	18,213人	0.15%
-----	---------	-------

「コスト次第」と回答した会員(14社)

24人	11,504人	0.21%
-----	---------	-------

「特に利用したいとは思わない」と回答した会員(2社)

10人	9,812人	0.10%
-----	--------	-------

無回答(いずれの選択肢も選択しなかった会員)(8社)

21人	8,208人	0.26%
-----	--------	-------

合計	83人	47,737人	0.17%
----	-----	---------	-------

(参考) 「対面営業にも利用すべき」と回答した会員(12社)

28人	5,634人	0.50%
-----	--------	-------

4

⑧ 回収を断念した理由

- 委託者と連絡がつかないため
- 未収金額に対して回収コストが高くつくため
(委託者が遠方、債権が小額など)
- 自己破産・民事再生・倒産(法人)・死亡
- 資力無し
- 弁済意思無し
- 理由記載無し

	42人	60.9%
	4人	5.8%
	3人	4.3%
	8人	11.6%
	0人	0.0%
	12人	17.4%
合計	69人	100.0%

⑨ 特に問題だと思われるケース

別紙参照

5

2. 本制度の利用等について

- a ぜひ利用したい
- b 利用はしたいがコスト次第
 - 利用してもいいと考えるコストについて
 - ①初期コスト
 - ②運営コスト(月額)
- c 回収不能額は僅少なので、特に利用したいとは思わない。
- d 本証拠金を厚目に設定する、取引本証拠金額を預り証拠金の一定比率以内に抑制する等、他の方法でも未収金発生防止措置は可能であるため、特に必要とは思わない。
- e 無回答(数値データのみ提出)

3社回答(金額は以下の通り)

10万円	30万円	10万円
2万円	3万円	2万円

	10社	28.6%
	14社	40.0%
	2社	5.7%
	1社	2.9%
	8社	22.9%
合計	35社	100.0%
	12社	34.3%

* (参考) 本制度を対面営業の委託者にも適用したい。

意見(情報紹介制度構築に際しての提言等)

- ・ 全社参加とすべき。
- ・ 多くの費用を払ってでも利用したい。

6

3. 回収不能額の発生原因(複数回答)

- ① 連続ストップ値段の示現等手仕舞いできない状況があるため
- ② 預り証拠金に比して過大な建玉がおこなわれるため
- ③ 換切り注文(ストップロス・ロスカット注文)をしていなかったため
- ④ 建玉を預り証拠金額の一定以下に制限していなかったため
- ⑤ その他

	25社	44.6%
	9社	16.1%
	7社	12.5%
	7社	12.5%
	8社	14.3%
合計	56社	100.0%

意見(回収不能額が発生する原因)

- ・ 結局は顧客の行方不明、資力無し、回収コスト割れの問題だと考える。
- ・ 顧客が失踪したため回収不能となった。
- ・ S幅の存在すること
- ・ マーケットメイカーがないこと
- ・ 以下の点が疑問。
第三者提供に関して、顧客の同意を得られるか。
個人情報の本制度参加者間で共有することに問題はないか。

以上

7

[別紙]

未収金の回収に関して特に問題だと思われるケース等

(1) 委託者と連絡が取れない事例(本人確認の問題)

- ①-1 委託者から申請のあった連絡先が架空、または転居済みで全く別人が入居している等の事例(7件)
- ①-2 裁判所からの書類が送達できない事例
- ② 「息子が勝手に売買した。私は一切知らない。」などと身内が勝手に口座開設したので自分は無関係であると同時にむしろ被害者だと聞き直る事例
- ③ 他人の名前や本人確認書類を使って口座開設をする事例
- ④ 本人確認書類偽造などの詐欺的事例
- ⑤ 実態の無い法人名義で口座開設して連絡が取れなくなる事例

(2) 未払金の支払意思がない事例(業界内での情報共有の問題)

- ①-1 当社の損金未払者が他社で取引をしている事例
- ①-2 他社にて未払金がある委託者について、その事実を確認できないまま基本契約締結・受託してしまう事例(2件)
- ①-3 未払金があることを伏せて他社で口座開設し、結果として同時に複数の社において未収金を作ってしまう事例(4件)
- ② 益金は随時出金するが、その後生じた損金を支払わない事例
- ③ 自己破産を申請した委託者が、自己破産を取り下げたにもかかわらず入金しない事例

- ④ A社とB社とで反対の建玉をして、利益を出た方を利喰い、損失が出た方には入金しないといったことを計画的にやっている見受けられる事例
- ⑤ 裁判で債務が確定しているにも拘らず、自らの給与差押え命令を「知らない」などと拒否する事例

(3) 弁済のための資力が無い事例

- ① 自己破産してしまう事例
- ② 未収金額が委託者の支払能力を超えてしまい、債務が確定しても回収不能、自己破産になる事例
- ③ 支払督促の手続きをしても、相手に差し押さえるだけの財産が無い事例
- ④ 債務名義を取得しても資産を把握出来ない。(特に自営業者)

(4) 未収金回収の方策に関する意見

- 遠隔地の委託者に関する未収金発生防止策及び回収策が確立されていないことが最も問題である。(3件)

以上

8

本調査にご協力頂いた会員 (50 音順)

朝日ユニバーサル貿易㈱
アストマックスフューチャーズ㈱
インヴァスト証券㈱
エース取引㈱
SBI フューチャーズ㈱
岡地㈱
岡安商事㈱
㈱オクトキュービック
オムニコ㈱
オリエント貿易㈱
オリオン取引㈱
かざかコモディティ㈱
カネツ商事㈱
協栄物産㈱
㈱小林洋行
㈱コムテックス
㈱さくらフィナンシャルサービス
スターアセット証券㈱
大起産業㈱
タイコム証券㈱
東京コムウェル㈱
ドットコモディティ㈱
日産センチュリー証券㈱

日本ファースト証券㈱
日本ユニコム㈱
㈱ハーベストフューチャーズ
フィリップフューチャーズ㈱
フィマット・ジャパン㈱
㈱フジトミ
フジフューチャーズ㈱
北辰物産㈱
マネックス証券㈱
三菱商事フューチャーズ証券㈱
豊商事㈱
ユナイテッドワールド証券㈱

ご協力ありがとうございました。

合計 35社

事務処理コスト節減に係る調査結果（中間報告）

下記の調査結果について、さらに事務局において事実関係を確認・把握した上で関連事案ごとに再整理し、関係諸機関との間で、提出書類の種類・様式等の整理、提出方法の見直し（電磁的方法等）及び統一化等について協議し、具体的な改善策を検討することとする。

【調査の実施概要】

- (1) 期 間：平成19年12月11日～14日
- (2) 方 法：会員専用ページに掲載された調査票をダウンロードし、メールにて提出する方法
- (3) 調査対象：本会会員である商品取引員71社
- (4) 回答社数：54社（76.1%）

【調査結果】（回答は全て各社複数回答）

1. 複数機関への提出書類に係る問題点

(1) 定期的提出書類

- ① 純資産額調書、純資産額規制比率に関する届出書、月計残高試算表、定期業務報告書、分離保管等調書、事業報告書等の定期的提出書類全般
 - a) 同種の書類を各機関に別個に提出している。(10社)
→様式をできるだけ統一した上で、提出先を一箇所に集約するか、写しによる提出を認める等の改善ができないか。
 - b) 主務省に提出した書類のコピーを取引所・清算機関に提出することにできないか。コピーの提出で差し支えなければ、電磁的方法による提出を認めてほしい。
 - c) 書面と保護基金のCfefとの二重提出となっている。書面による提出は期限が実質上一日前倒しになってしまう。(19社)
→Cfef情報を共同利用できないか。
 - d) 添付書類や事故報告書等電磁的方法での提出が不可能な書類もあるので、電磁的方法による書類提出（Web入力、Pdfのメール送信等）の更なる拡充を希望する。また、関係諸機関の中には書面による提出しか受け付けていないところもあるが、捺印箇所が多く大変な手間がかかる。(29社)
 - e) Cfef情報の修正が代表者印を押印した書面によるものとなっている。
→Cfefでの承認担当者は代表者から承認権限を付与された者であるので、修正書面を承認担当者の押印とするか、または承認担当者権限によりシステム上での修正を容認してほしい。
 - f) Cfefシステムの利便性向上
→改修を企画する際には、商品取引員及び商品取引員のバックオフィスベンダ

一との意見交換を行ってほしい。

- g) 該当の有無に関わらず、全書類について提出義務がある。(2社)
→「該当無し書面一覧」等を作成することにより提出を免除できないか。
 - ② 分離保管等調書
Cfefシステムで毎日報告しているものを月末に別途書面で関係諸機関に提出するのは非効率的。(11社)
 - ③ 事故報告書
 - a) 書面による提出のために時間がかかる。(6社)
→電磁的方法による提出を認めてほしい。
 - b) 該当がなくても提出が求められる。(3社)
→該当が無い場合は提出不要とできないか。
 - c) 書面による提出先が複数箇所あること。
→提出先を一本化できないか。
 - ④ 純資産額調書
 - a) 評価額の記載欄が「その1」と「その2」の2つあり、月計残高試算表のみでは対応できない。(2社)
→評価額の欄を一本化した上で、純資産額調書と月計残高試算表を一本化する。
 - b) Cfefで出力した書類の字が細かくて判読しにくい。
 - ⑤ 短期借入金及び長期借入金明細表（借入金等明細表や純資産額調書への添付書類）各機関で書式が異なる。
→書式の統一化を希望する。
 - ⑥ 純資産額規制比率に関する届出書
リスク相当額の計算方法を制度導入当初の資料に基づいて計算している。
→計算方法を明示したほうが良いと思われる。
 - ⑦ 残高証明書（委託者保護基金預託金）
複数の提出先に書面提出するため事務負担が大きい。
→電子化等による報告先の一本化を検討すべき。
- (2) 特定事由が生じた時に提出する書類
- ① 役員の変更に係る届出書
添付書類として（ア）住民票、（イ）本籍地発行の身分証明書、（ウ）法務局発行の登記されていないことの証明書が必要とされているが、多すぎるのではないか。
住民票プラス上記（イ）または（ウ）のどちらか一方とすることはできないか。
 - ② 登記事項に関する変更の届出書（商号、本店所在地、役員、主要株主等の変更）
 - a) 添付書類についてはコピーによる提出を認めてほしい。
 - b) 記入様式が提出先により異なるため、作成に時間がかかる。(2社)
→役所へ提出したものの写しで可とする等、書式の統一化をしてほしい。
 - c) 届出書の様式を電子的にダウンロードできるように整備してほしい。

2. 個別機関への提出書類に係る問題点

(1) 主務省

- ① 長期短期劣後債務の計算表
- ② 自己建玉数集計表

書面による提出となっている。(①、②共通)

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

(2) 取引所共通

① (大口) 建玉報告書

- a) 該当無しの場合にも商品ごとの作成・提出が求められている。(3社)

→該当無しについて、一括して「それ以外には該当無し」の旨の書類提出で可とする等、何らかの負担軽減を検討できないか。

- b) 書面による提出となっている。捺印箇所が多く大変な手間がかかる。(2社)

→Web入力等の電磁的方法により提出することにできないか。

- c) 取引所・主務省等提出先ごとに提出方法・システムが異なる。(5社)

→書式、システム等を統一してほしい。

② 取引所からの取引本証拠金基準額の変更に係る通知

委託者への通知は当該変更の2営業日前までに実施しなければならないと定められているが、取引所からの通知が当該変更の3営業日前ということがあるので時間的に余裕がない。

→取引所から取引員への通知をもっと早目をお願いしたい。

③ 純資産額規制比率に関する届出書

④ 長期短期劣後債務の計算表

⑤ 月計残高試算表

⑥ 定期業務報告書

⑦ 自己建玉数集計表

⑧ 分離保管等調査

⑨ 純資産額調査

⑩ 事故報告書

書面による提出となっている。(③～⑩共通)

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

(3) 個別取引所

A) 東京工業品取引所

① 自己・委託(大口)建玉報告書

- a) メール・FAX・書面で重複して提出しなければならない。(7社)

→Web・メール等の電磁的方法による提出にできないか。

→上記3つの方法のうちのどれか一つで足りるのではないか。

- b) 取扱以外の銘柄や該当無しの場合であってもFAX・書面の両方の提出が必要。

顧客情報をFAXで送信するのは情報漏洩リスクが高い。

→取扱以外の銘柄や、該当無しの場合は「報告不要」とできないか。

→FAX廃止、着払い(取引所負担)で保険をかけての送付、または電磁的方法(暗号化メール)等を検討してほしい。

→報告基準枚数を変更することで報告回数を月一回に減少することを検討してほしい。

② 海外取引高・建玉報告書

メールによる提出となっている。

→Web入力にできないか。

③ 建玉及び受渡予定玉報告書(通常及び納会3営業日前)

FAXによる提出となっている。

→Web入力にできないか。

④ 日計り商いに関する報告書

FAX・書面による提出となっている。

→Web入力にできないか。

⑤ 事故報告書

省令様式の事故報告書を再編集し提出している。(3社)

→提出不要とするか、主務省へ提出したものの写しによる提出にできないか。

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

⑥ 石油受渡し条件調整通知書(兼)受渡通知書

- a) 他の書類についてはFAX送付が容認されている中で、本書類のみが書面提出を求められている。

→特段の事由が無い場合にはFAX送付を認めてほしい。

- b) 出荷保証書(受渡通知書の添付書類)

受渡通知書の記載事項と極めて重複している。

→添付を義務付けるならば、受渡通知書の記載事項を削除し、受渡通知書は出荷保証書を送付する旨の性質の書類とするべき。

B) 東京穀物商品取引所

① 委託大口建玉報告書

- a) 原本・コピーの2部を提出

→Web入力やメールによる提出にできないか。(2社)

- b) 所定の用紙に記入するため時間がかかる。

→第1営業日残、納会営業日残と同様なソフトを作成してほしい。

- c) 該当無しであっても取扱銘柄以外であっても報告が必要。

→該当無しの場合、申告不要とする等、負担軽減を検討してほしい。

- d) 顧客情報のFAX送信(取次者は郵送は不要)は情報漏洩リスクが高い。

→FAXを廃止し、電磁的方法による提出にできないか。

- ② 委託建玉報告書（第1営業日残、月央残、納会2営業日前残）
 - a) Web 申告ではあるが、該当無しの場合も提出が必要
→該当無しの場合は申告不要とできないか。
 - b) 銘柄ごとであり、報告回数が多い。
→報告回数を月一回とする等、減少できないか。
- C) 中部大阪商品取引所
 - ① 委託（大口）建玉報告書（第1営業日残、10・15・20日現在、納会2営業日前残）
 - a) メールによる提出となっている。
→Web 入力にできないか。
 - b) 銘柄ごと、かつ、毎月1、10、15、20日と報告回数が多い。
→報告基準枚数を変更することで報告回数を減少することを検討してほしい。
 - c) 顧客情報の FAX 送信（取次者は郵送は不要）は情報漏洩リスクが高い。
→FAX を廃止し、電磁的方法による提出にできないか。
 - ② 受託会員自己玉報告書（10・15・20日現在）
メールによる提出となっている。
→Web 入力にできないか。
 - ③ 外国商品取引業者に係る取引高・建玉報告書
メールによる提出となっている。
→Web 入力にできないか。
 - ④ 日計り高に関する報告書
メールによる提出となっている。
→Web 入力にできないか。
- (4) 清算機構
 - ① 手元流動資金に関する届出書・資金明細表
 - a) 書面による提出となっている。(3社)
→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。
 - b) 記載事項・目的が保護基金への提出書類と類似している。
→書式を統一化してほしい。
 - ② 清算機関預託額届出書（差換預託）
 - a) FAX で報告している。
→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。
 - b) 週一回報告している。
→報告回数を削減することはできないか。(月1～2回の報告とする等)
 - ③ 自己建玉数集計表
書面による提出となっている。
→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。
 - ④ 預託額の申告
オンラインシステムによる取引証拠金額を申告する時、JCCH の日次帳票作成を待

- たなければならず、申告のために待機時間が生じる場合がある。(2社)
→日次帳票作成を待たずに申告、承認など必要な作業が完了できるように改善する。非加入市場のために待機すること内容改善が必要。
- ⑤ 「JCCH」からのお知らせ
FAX で送信されてくるが、書類紛失の防止、電子化の進行への対応の観点から、(ア) メールによる送信、(イ) 過去に送信した書類の HP への掲載を希望する。
- (5) 委託者保護基金
 - ① 売買取引数量申告書、月間売買高及び月末建玉数
月間の売買高、月末の建玉を複数の様式で保護基金・日商協・先物協会に報告している。(2社)
→Cfef の定期業務報告書の情報を利用できないか。
 - ② 資金余力表
 - ③ 自己建玉集計表
 - ④ 事故報告書
 - ⑤ 委託者総合管理表
書面による提出となっている。(②、③、④、⑤共通)
→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。
 - ⑥ 手元流動資金に関する届出書・資金明細表
記載事項・目的が清算機関への提出書類と類似している。
→書式を統一化してほしい。
 - ⑦ 苦情等概略表
保護基金提出用に別途作成している。
→必要情報を事故報告書に追加する等、書式の統合を図ってほしい。
→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。
 - ⑧ 借入金明細表
借入金・借入先・利率等は商品先物実績とは無関係と考えられる。
→報告不要とすべき。
- (6) 日商協
 - ① 売買取引数量報告表、売買取引数量申告書、月間売買高及び月末建玉数
書面による提出となっている。
→電磁的方法による提出にできないか。
 - ② 認定講習受講及び認定試験合格届出書、登録更新申込書等
 - a) 手書きによる時間コスト、手続きにかかる事務処理上の過誤防止(2社)
 - b) 検索が困難
→エクセルデータや Web 入力等による電磁的方法による提出を認めてほしい。
(上記 a、b 共通)
 - ③ 登録外務員講習会、講習・試験申込書（受験・受講票）
 - a) 登録外務員試験の受験資格となる講習会受講義務の見直し

→他業界（証券、保険）において一定の資格を有するものについては、講習会の受講を免除してほしい。

b) 手書きによる時間コスト

c) 押印箇所の多さ（個人個人に押印するため）

→エクセルデータによる提出を認めてほしい。総括表等を利用し、押印箇所を少なくするよう工夫してほしい。

④ 訴訟・調停事件終結報告書

事故報告書と重複する内容が多い。

→訴訟・調停事件終結報告書の書式を簡素化する。

⑤ 取引本証拠金額一覧

書面による提出となっている。

→電磁的方法による提出にできないか。

⑥ 商品取引責任準備金積立額の積算明細表・取崩申請書

a) 書面による提出となっている。（2社）

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

b) 配付されている電子様式集が全て Word になっていて手間がかかる。

→Excel での配付を希望する。

⑦ 商品取引責任準備積立金に関する報告書

月次提出である本報告書の添付書類として責任準備金専用の口座の残高証明書
の添付が義務付けられていること。

→残高証明書の添付義務は法定帳簿偽造防止がその趣旨。主務省検査及び関係諸
機関の監査頻度が増し、偽造が発覚し易い環境となった中で、残高証明書の月
次提出は不要かつ過重である。資準規則を改正して必要に応じて日商協が会員
に提出を指示できるようにすればよい。

⑧ 自己建玉数集計表

書面による提出となっている。

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

⑧ 事故報告書

書面による提出となっている。

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

⑨ 分替保管等調書

書面による提出となっている。

→押印を省略し、電磁的方法による提出にできないか。

(7) 先物協会

売買取引数量申告書、月間売買高及び月末建玉数

→Cfef の定期業務報告書の情報を共同利用できないか。

3. その他

(1) 制度変更に伴う書式の変更が頻繁にあり、最新版が把握しづらい。書類を必要とする
機関間で調整する等、川上からの協議・改善が必要ではないか。（2社）

(2) 証券業、FX 業に比べ、本業界は主務省、各協会、取引所の数が多いため、報告、提出
書類、連絡事項が多い。

→取引員への連絡は協会からのみとする等、集約化してもらえれば業務の効率は向
上する。

(3) 制度変更に係る情報が、案件や機関ごとに書面・HP・メールと配信方法が異なるた
め、受信漏れが無いかな確認するための手間がかかる。（3社）

→情報の配信方法及び配信機関の一元化を検討してもらいたい。

(4) 関係諸機関からの情報配信が郵便・FAX・メール等で行われているが、FAX で送った
ものを更にメールや郵便により送付してくる場合がある。このような場合には FAX は
案内のみ 1 枚にまとめて送信してはどうか。

(5) FAX による書類送信は時間のロスがあること、文字がぼやけて判読しにくいいため受
信側による修正が必要な場合があることから、メールによる送信が望ましい。

(6) 会員宛てのお知らせをホームページに掲載した際は通知してほしい。

(7) 法改正・制度改正等に関して準備期間が短い。主務省と関係諸機関との統一見解に
よる早めの説明会の開催、資料の提供を望む。

(8) 顧客への年間損益の通知に関して業界としての統一的なルールが無い。

(9) 提出書類や諸計算処理（場勘定・証拠金等）を統合した事務センターを構築し（外
注も可）、取引員の事務処理の軽減とリスク管理をすべき。

(10) 問合せをする際の担当部署が不明。メールでの会員受付専用アドレスやホームペー
ジに問合せのページを作ってほしい。

(11) 記載内容に関する照会に対する回答が、問合せ先の機関ごとに異なる。また、たら
い回しにされることもある。振興協会が取引員の主代表として照会に応じてほしい。

(12) 納会玉について、最終板が合わない場合に残玉のあった取引員に引き取らせたりす
ることや、市場混乱時の当業者優遇措置などは「公正な価格形成」のための措置とは
いえない。そのための納会玉報告や大口建玉の報告ならなおさら不透明。商社・取引
員・一般委託者の格差（当業者優遇措置）を無くすべき。

以上

平成 19 年 12 月 27 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

ヘッジアーの先物市場利用の実際例に係る情報の提供方お願いについて

商品先物市場は、産業インフラとしての位置づけがなされていますが、近年、商品取引所法の改正や金融商品取引法等の法案審議のつど、勧誘を巡るトラブル（「影」の側面）に焦点が当てられ、国民経済的な諸機能（「光」）、特に、ヘッジ機能についてまで、問題とされかねない状況にあります。

国会や行政等の検討の場において、先物市場があることにより、事業経営にこれだけ役立っているのだといった事実（「光」）をご認識いただくことが、より重要となってきています。事業経営に役立つ事実の集積とその紹介が、勧誘を巡るトラブルによってのみ、先物市場評価がなされ、規制強化にゆきつく傾向のつよい今日的状況を変える打開策になると考えます。

つきましては、会員各社におけるヘッジアー（当業委託者）の先物市場評価の声・事例について、当協会にご提供いただきたくお願い申し上げる次第です。上場商品別に、商品先物市場の利用によって「安定的経営ができた」、「製品への価格転嫁をしなくて済んだ」等のヘッジアーの声を、実際の利用方法等とともに情報提供をしていただければ、説得力あるものとなります。ヘッジアーのご紹介ヘッジ事例のご提供をいただければ、必要に応じて、協会事務局が直接、ヘッジアーにヒアリングさせていただくことも考えています。ビジネス上の秘密は厳守いたします。ご回答につきましては、平成 20 年 1 月 15 日（火）までに、FAX（03-3664-5733）又は、下記 e-mail でお願いいたします。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上

（連絡先） 常務理事・秋田 治
03-3664-5731
Eメール akita@jcfia.gr.jp

ご参考として、「ヘッジ等先物市場利用に係る調査票」を添付しておきましたので、これを活用して、アンケート調査をして、その結果を情報提供していただいても結構です。

（当業者取引の実情と当該当業者の経営上への実際の寄与度等の把握が当面の関心事項ですが、貴社法人部等が、常々、お聞き及びの活用事例についての情報提供でも結構です。商品市場の使い勝手、商品設計、制度への注文等も歓迎します。

直接に事務局が当業者にヒアリングできるよう仲介の労をとっていただければ、ヒアリングに参上いたします。）

FAX 送信先

日本商品先物振興協会 03-3664-5733

平成 年 月 日

貴社名 _____
ご担当者名 _____
電話番号 _____
E-mail _____

（匿名をご希望の場合、社名等記載には及びません。取引会社あてに調査票をご送付ください。）

ヘッジ等先物市場利用に係る調査票

- Q 1 貴社が商品先物市場を利用し始めたのは何年頃からですか。どのようなきっかけで取引を開始されましたか。
- (1) 取引開始年について 西暦 年ごろ
- (2) 取引開始のきっかけについて
- () ①価格の上昇により原材料コストが跳ね上がって、製品価格等への転嫁ができなかったため。
- () ②同業他社が利用していることを知ったから。
- () ③海外市場で利用していたから。
- () ④実物価格の下落（又は上昇）により、大きな損失を被ったため。
- () ⑤商品取引員からの営業・勧誘があったから。
- () ⑥公認会計士等からのアドバイスを受けたから。
- () ⑦その他（（具体的にお書きください。）
- Q 2 当業者として利用商品市場と先物取引の利用目的を教えてください。
- (1) 利用商品先物市場について
上場商品（取引所名）（ ）
- (2) 利用目的
- () ①現物市場等と組み合わせたヘッジ取引
- () ②海外商品先物市場と組み合わせた裁定取引
- () ③現物購入又は販売の場として利用（上場商品の受け渡し）
- () ④倉庫機能として利用（先物を手当てすることにより現物手持ち費用と保管費用の節約）
- () ⑤その他（具体的に ）
- Q 3 先物市場における受け渡しについて
- (1) 受け渡しをされることがありますか。

- () ① 受け渡しをすることがある。
- () ② 受け渡しをすることはない。
- (2) 受け渡しはどのような場合にされていますか(前問で①とご回答の場合)、具体的なケースをお教えてください。
 - () ①当初から現物商品の受け渡しを想定していた。
 - () ②差金決済を想定したが、結果として現物受渡しとなった。
- (3) 取引所取引で現物受渡しを行った場合について、その数量は年間どのくらいですか(過去2年の事例でお答えください。)受け渡し数量が貴社の全取引量に占める割合もあわせて教えてください。
 - () ①購入の場合 枚 (貴社取引総量の約 %)(年実績)
 - () ②販売の場合 枚 (貴社取引総量の約 %)(年実績)

Q4 ヘッジ取引について

- (1) 貴社のヘッジ取引のポジションについて
 - () ①売りポジション(売り建て)である。
 - () ②買いポジション(買い建て)である。
 - () ③売りヘッジ、買いヘッジの双方のポジションを持つことがある(時に応じて)。
- (2) ヘッジ取引のタイミングについて
 - () ①商談が成立したとき等商品の購入(販売)数量が決まったとき
 - () ②事業年度の当初において、前年度実績に応じて決める。
 - () ③相場の変動が予測されたとき
 - () ④その他(具体的に)
- (3) ヘッジ比率について(おおよその方針・ルールがある場合)
 - () ①実物市場の予定取引数量を100%ヘッジする。
 - () ②一定量をヘッジしている。(具体的には、約 %ヘッジする。)
 - () ③相場状況により異なる。先高または先安(商品市況の強弱)の予想によってその都度部内合議して決定する。
 - () A. 相場動向が不透明なときは、ヘッジ割合を高める。
 - () B. 相場動向が不透明なときは、ヘッジ割合を低くする。
 - () C. 相場動向によりヘッジ数量を増加させたり外したりする。
- (3) この3、4年は、エネルギー商品、非鉄金属を始めとする原材料価格の高騰がありましたが、先物市場の利用は貴社の業績にどのような効果をもたらしましたか。
 - ①業績について
 - () ア. 業績向上に貢献した。
 - () イ. 低下を防いだ。
 - () ウ. 低迷を防ぐことはできなかった。
 - () エ. 悪化につながった。
 - ②価格競争力について

- () ア. 競争力を向上させた。
- () イ. 競争力を維持できた。
- () ウ. 低下を止めることはできなかった。
- () エ. 悪化につながった。

Q5. 取引所の商品価格を、どのようなときに指標価格として利用していますか。

- () ①在庫評価
- () ②損害保険料設定のとき
- () ③販売価格や購入価格の交渉の値決めするとき
- () ④輸入時
- () ⑤その他(具体的に)お書きください。

Q6 海外の商品先物市場を利用していますか。

- () ①利用している。
- () ②利用していない。

Q7. 商品の価格変動による損失リスクについて、商品先物取引利用方法以外の手段を活用している場合があれば、教えてください。

- () ① 天候デリバティブ(店頭デリバティブ)
- () ② 損害保険
- () ③ その他

Q7 当業者として、今の商品先物市場や受託会員等に望むこと、ご意見をお聞かせください。(項目ごとに、具体的に記載してください。)

- ① 売買単位(又は受け渡し単位)についての意見(具体的に)
- ② 値幅制限についての意見(具体的に)
- ③ 共用格差(金のスリーナイン等についての意見(具体的に)
- ④ 利便性の向上について(「ベースス取引」や「コール取引」、EFP等の売り方、買い方双方の乗り合い口座等)の意見(具体的に)
- ⑤ 商品取引員のヘッジ取引等に係る専門性についての意見(具体的に)
- ⑥ 上場商品についての意見(具体的に)

Q8 ヘッジ会計(金融商品時価会計)について

(1) ヘッジ会計を採用されていますか。

- () ①イエス
- () ②ノー

※ ヘッジ会計を採用していれば、期をまたがる現物取引と先物取引との間の損益調整ができる。期末の先物ポジションの時価評価益については、次期における現物取引予定との相殺により、実現益と見ないことが可能となり、課税対象から外することができる。

(2) ヘッジ会計を採用していない理由は何ですか。

- () ①税務署からヘッジ認定が受けられない。
- () ②ヘッジ認定の要件を整備するのが困難である。
- () ③その他 (具体的に書きください。)

Q9 商品先物市場は欧米諸国では事業者に活発に利用されていますが、わが国商品先物市場が海外諸国ほどに利用されていない理由は何だとお考えですか。

- () ① 利用方法を知らないから。
- () ② ノウハウについての知識がないから。
- () ③ 投機をしていると見られてしまうから。
- () ④ 同業他社が利用していないから。
- () ⑤ 市場リスクの管理をしていなくても会社としての経営責任を問われることがないから。
- () ⑥ 先物取引イメージが悪いから。
- () ⑦ 社内に専門家がいらないから。
- () ⑧ 製品や下請けに価格転嫁できるから。
- () ⑨ その他 (具体的に)

Q10 価格変動リスクのヘッジの場や機関投資家の資産運用の場等として、活発に利用されるためには、どのようなことが必要とお考えですか。

- () ①先物市場についての利用ノウハウの普及を図る。
- () ②投資信託、商品ファンド等の専門家による運用市場とすることによりプロ化を図る。
- () ③市場リスク (価格変動リスク) の管理責任が取締役会に帰すると自覚されるようにする。
- () ④先物取引についてのイメージアップを図る (プロが素人を相手に弱いものいじめをしている印象を払拭する)。
- () ⑤市場の流動性、特に、期近取引の流動性 (取引の厚み) をアップさせて、大口取引の参入をこなせる市場とする。
- () ⑥その他 (具体的に意見をお書きください。)

Q11 わが国商品先物市場をより多くの当業者の方々のご利用をいただくために、また、先物市場を利用する企業文化を育てるために、現に利用されている方々の活用実態を日

本商品先物振興協会のホームページやパンフレット等で紹介していきたいと考えています。貴社のご担当の方々に、同協会事務局からヒアリングをお願いした場合には、ご協力いただけますか。

- () ①協力する。
- () ②協力できない。
- () ①とご回答の方は、次の設問にお答え下さい。
- () ア. 社名を出してもよい。
- () イ. 社名は出せない。
- () ウ. 条件付で協力する (具体的に)

ご担当のお名前・連絡先・E-mail (※)
※ お取引先の会社にお伝えいただければ、記載には及びません。

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。
本アンケート調査に係る御質問がありましたら、お取引会社又は日本商品先物振興協会までご連絡下さい。

連絡事務局・ 日本商品先物振興協会 (担当・秋田) Tel. 03-3664-5731
Eメール akita@jcfia.gr.jp

平成20年3月13日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

株券の完全電子化に関する調査結果（中間集計）について

本年2月に会員の皆様にお願いたしました標記調査の中間集計がまとまりましたので、ご送付申し上げます。本調査にご協力を賜り、会員各位には厚く御礼を申し上げます。

本調査では株式（本券）の取引証拠金としての利用実態及び株券の完全電子化に関する会員各社の認識の状況について集計いたしました。その結果、日本商品清算機構（JCCH）に充用有価証券として預託されている株式のうち、委託取引分は約555億9千万円であり、その中、電子化されていない株券が391億5千万円あることが明らかとなりました。委託取引に係る株式の約7割が、完全電子化（ペーパーレス化）の手続を要する券面による預託がであるということですので、「株券のほふり預託への切替」を円滑に進めていくことが必要です。

なお、調査集計結果の概要は下記の通りです。詳細については別紙をご覧ください。

記

- ①自己保有の株券（本券）のほふり預託株式への切替えについて調査実施時点で「未着手」、「切替中」と回答した社が18社（30.5%）あった。そのうち11社（61%）が「本年4月までにほふり預託への切替を完了する予定」と回答したが、残りの7社（39%）は「切替日未定」または「8月以降」と回答した。
- ②顧客から預っている株券（本券）について、ほふり預託株式への切替に係る顧客の同意が得られない場合の対応に関しては、「本券の返却・売却」と回答した社が38社（53.8%）、次いで「案内文書等による説明・同意の獲得」が9社（13.4%）と続いた一方で、「対応振り未定、検討中」と答えた社が4社（6%）あった。

以上

株券の完全電子化等に関する調査結果（中間集計）

平成20年3月13日
日本商品先物振興協会

調査の要領

- (1) 調査実施期間：平成20年2月14日～同月20日
(2) 調査対象会員：本会会員 67社（2月20日時点）

回答社数：	59社
回答率：	88.1%

- (3) 回答方法：会員専用ページに掲出した回答票をダウンロード、電子メールにより提出する方法

1

1. 充用有価証券の預託実態

(1) 全体像

			充用有価証券				
			合計	現金	株式		その他の有価証券
					本券	ほふり預託株式	
(1)	清算機構への預託額	自己取引に係る証拠金額	4,040,354,486円	2,039,745,786円	183,971,000円	1,795,187,700円	21,450,000円
			100.0%	① 50.5%	4.6%	44.4%	0.5%
		委託取引に係る証拠金額	246,998,516,049円	179,469,568,729円	39,151,184,635円	16,439,068,720円	11,938,693,965円
		100.0%	72.7%	15.9%	6.7%	4.8%	
	合計	251,038,870,535円	181,509,314,515円	39,335,155,635円	18,234,256,420円	11,960,143,965円	
		100.0%	72.3%	15.7%	7.3%	4.8%	
(2)	受託会員が預っている証拠金額	委託者からの預り額	279,515,227,325円	214,295,098,795円	② 40,343,669,995円	13,419,973,820円	11,456,484,715円
			100.0%	76.7%	14.4%	4.8%	4.1%
		取次者の自己取引に係る額	38,365,757円	38,365,757円	0円	0円	0円
			100.0%	① 100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	取次者の委託取引に係る額	16,350,882,036円	15,444,213,936円	515,339,300円	115,432,800円	275,896,000円	
		100.0%	94.5%	3.2%	0.7%	1.7%	
	合計	295,904,475,118円	229,777,678,488円	40,859,009,295円	13,535,406,620円	11,732,380,715円	
		100.0%	77.7%	13.8%	4.6%	4.0%	
(3)	取次者が預っている証拠金額	16,687,231,093円	15,780,318,193円	② 515,584,100円	115,432,800円	275,896,000円	
		100.0%	94.6%	3.1%	0.7%	1.7%	

単位：円

基準日：平成20年1月31日

基準価格：平成20年1月10日の時価

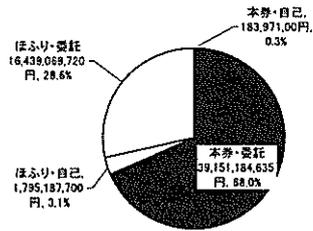
預り額と清算機構又は受託会員への預託額の差額にはL6設定額、値洗損金の支払額、差換預託による差額が含まれる。

① 現金の証拠金比率は、受託会員の自己取引では約50%。他方、取次者の自己取引は100%現金使用となっている。

② 調査実施時点における本券による預り証拠金は400億円強。

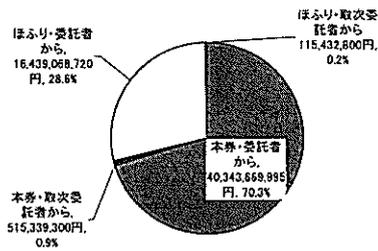
2

(2) 株式（本券+ほふり預託株式）の預託実態
 (a) 清算機関への預託額



	本券	ほふり預託株式	合計
自己取引に係る証拠金額	183,971,000円	1,795,187,700円	1,979,158,700円
	9.3%	90.7%	100.0%
委託取引に係る証拠金額	39,151,184,635円	16,439,068,720円	55,590,253,355円
	70.4%	29.6%	100.0%
合計	39,335,155,635円	18,234,256,420円	57,569,412,055円
	68.3%	31.7%	100.0%

(b) 受託会員が預っている証拠金額



	本券	ほふり預託株式	合計
委託者からの預り額	40,343,669,995円	16,439,068,720円	56,782,738,715円
	71.0%	29.0%	100.0%
取次者の自己取引に係る額	0円	0円	0円
	0.0%	0.0%	0.0%
取次者の委託取引に係る額	515,339,300円	115,432,800円	630,772,100円
	81.7%	18.3%	100.0%
合計	40,859,009,295円	16,554,501,520円	57,413,510,815円
	71.2%	28.8%	100.0%

3

2. 株券（本券）の完全電子化に関する認識状況

(1) 株券の電子化が実施された場合、実施日以降は電子化されていない株券が無価値になることを知っていたか。

知っていた	58社 98.3%
知らなかった	1社 1.7%
合計	59社 100.0%

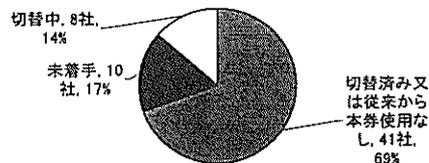
(2) 移行日以降の株券は、発行会社が株主名簿に基づいて開設する特別口座において管理され、株券の名義人如何に関わらず担保権者（商品取引員等）が換価処分を行うことが不可能となることを知っていたか。

知っていた	55社 93.2%
知らなかった	4社 6.8%
合計	59社 100.0%

(3) 保有株券に係る対応

① 自己保有の株券

(i) ほふり預託株式への切替状況はどの程度進捗しているか。

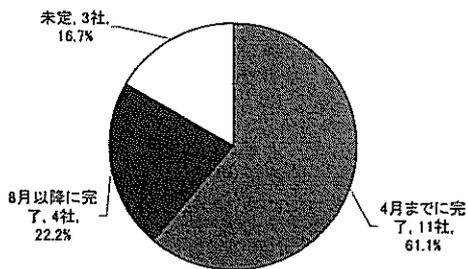


約70%の社が「切替済み」又は「従来から本券を使用していない」と回答。

未着手	10社 16.9%
切替中	8社 13.6%
切替済み	21社 35.6%
従来から本券を使用していない	20社 33.9%
合計	59社 100.0%

4

(ii) 「未着手」、「切替中」と回答した社の切替完了予定日



18社中11社が4月中に切替を終えたと回答。他方で、未定・8月以降まで切替が完了しない社が7社あった。

未定	3社	16.7%
平成20年2月中	1社	5.6%
同3月中	6社	33.3%
同4月中	4社	22.2%
同8月中	1社	5.6%
同9月中	2社	11.1%
同12月中	1社	5.6%
合計	18社	100.0%

② 顧客から預っている株券の状況

(i) 顧客に、ほふり預託株式への切替をするよう助言しているか。

助言している	48社	81.4%
助言していない	9社	15.3%
従来から株券を預っていない	2社	3.4%
合計	59社	100.0%

(ii) 本券引き出しの際に証拠金額預託不足額が生じる場合、顧客が不足相当額を別途現金等で預託しなければならぬことを知っているか。

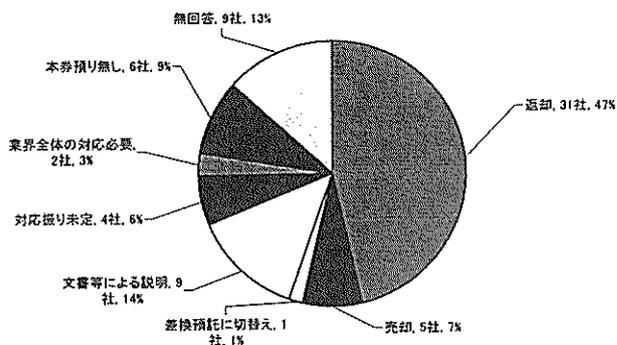
(顧客から預った株式(本券)が本人名義でない場合には、清算機関から引き出して名義書換を行わないとほふり預託株式に切り換えられない。)

知っている	56社	94.9%
知らない	3社	5.1%
合計	59社	100.0%

5

(iii) ほふり預託株式への切替えに関する顧客の同意が得られない場合、どのように対応するか。

(複数回答)



本券返却 (不足相当額入金後)	31社	46.3%
本券売却 (不足相当額請求)	5社	7.5%
差換預託に切替え	1社	1.5%
案内文書等による説明・同意の獲得	9社	13.4%
対応振り未定、検討中	4社	6.0%
業界全体としての対応が必要 (充用有価証券関連諸規定の改正等)	2社	3.0%
切替済み、本券預り無し	6社	9.0%
無回答	9社	13.4%
合計	67社	100.0%

以上

6

平成19年11月15日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

電子取引に関する定期調査結果のご報告

(2007年度上半期分)

本会では業界全体の電子取引（インターネット取引）に関する統計データの作成を目的として、半年ごと（3月末及び9月末）に調査を行うこととしております。

今般、10月26日付け文書により実施した2007年度上半期の電子取引の状況に係る調査の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

会員の皆様にはお忙しい中にもかかわらず、調査へのご協力を賜りありがとうございました。

調査報告は概要以下の通りとなっており、本会の会員専用ページにおいて開示した後、一般ページにおいて掲載することとさせていただきます。

記

〔調査報告の概要〕

1. 電子取引に関する状況推移表

電子取引に関する口座数、売買枚数、総約定代金の推移を2005年から一定期間ごとに集計した表。(2005年6月までは不定期調査、それ以後は3ヶ月あるいは6ヶ月ごとに調査をしております。)

2. 電子取引普及比率

電子取引普及の状況を以下の3つの観点から集計した表・及びグラフ。

- (1) 会員数ベース
- (2) 口座数ベース
- (3) 預り証拠金額ベース
- (4) 売買枚数ベース
- (5) 総約定代金ベース

* なお、本調査報告の内容は、本会会員専用ページでもご覧になれます。

以上

電子取引に関する状況推移(2007年9月まで)

調査基準日		2005年9月末	2005年12月末	2006年3月末	2006年9月末	2007年3月末	2007年9月末	
会社数	① 電子取引を行っている会社数	38社	38社	39社	37社	37社	32社	
	② 全商品取引員数	92社	88社	86社	80社	79社	78社	
	③ 電子取引比率 (会社数ベース、①/②)	41.3%	43.2%	45%	46.3%	46.8%	41.0%	
口座数	④ 保有口座数	140,765口座(37社)	160,034口座(37社)	80,972口座(38社)	70,169口座(36社)	65,867口座(34社)	57,308口座(31社)	
	⑤ うち電子取引口座数	40,524口座(37社)	43,722口座(37社)	33,069口座(38社)	32,759口座(36社)	33,226口座(34社)	29,666口座(31社)	
	⑥ うち有効口座数	26,850口座(37社)	27,730口座(37社)	14,935口座(38社)	13,860口座(36社)	13,687口座(34社)	11,953口座(31社)	
	⑦ 全口座数	106,955口座	104,424口座	106,628口座	103,733口座	99,450口座	97,733口座	
	⑧ 電子取引比率 (口座数ベース、⑤/⑦)	37.9%	41.9%	31.0%	31.6%	33.4%	30.4%	
預り証拠金額	⑨ 電子取引に係る額	データ無し					58.3十億円	
	⑩ 委託取引全体に係る額						288.0十億円	
	⑪ 電子取引比率 (預り証拠金額ベース、⑨/⑩)						20.3%	
調査対象期間		2005年7月～9月 (3ヵ月)	2005年10月～12月 (3ヵ月)	2006年1月～3月 (3ヵ月)	2006年4月～9月 (6ヵ月)	2006年10月～2007年3月 (6ヵ月)	2007年4月～2007年9月 (6ヵ月)	
売買枚数	⑫ 電子取引売買枚数	4,834,124枚(38社)	6,514,258枚(38社)	7,088,713枚(39社)	13,040,929枚(37社)	10,721,965枚(35社)	9,302,074枚(32社)	
	⑬ 総売買枚数	52,816,862枚(全社)	58,447,344枚(全社)	52,727,466枚(全社)	85,287,728枚(全社)	74,813,884枚(全社)	72,689,716枚(全社)	
	⑭ 電子取引比率 (売買枚数ベース、⑫/⑬)	9.2%	11.1%	13.4%	13.7%	14.3%	12.8%	
総約定代金	⑮ 電子取引による 総約定代金(兆円)	12.0兆円(38社)	12.1兆円(38社)	15.3兆円(39社)	29.8兆円(37社)	18.8兆円(35社)	18.7兆円(32社)	
	⑯ 総約定代金 (売買枚数ベース、兆円)	108.9兆円	106.1兆円	100.0兆円	193.6兆円	134.1兆円	141.9兆円	
	⑰ 電子取引比率 (総約定代金ベース、⑮/⑯)	11.0%	11.4%	15.3%	15.4%	14.0%	13.2%	

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



1

電子取引に関する状況推移(2007年9月まで)

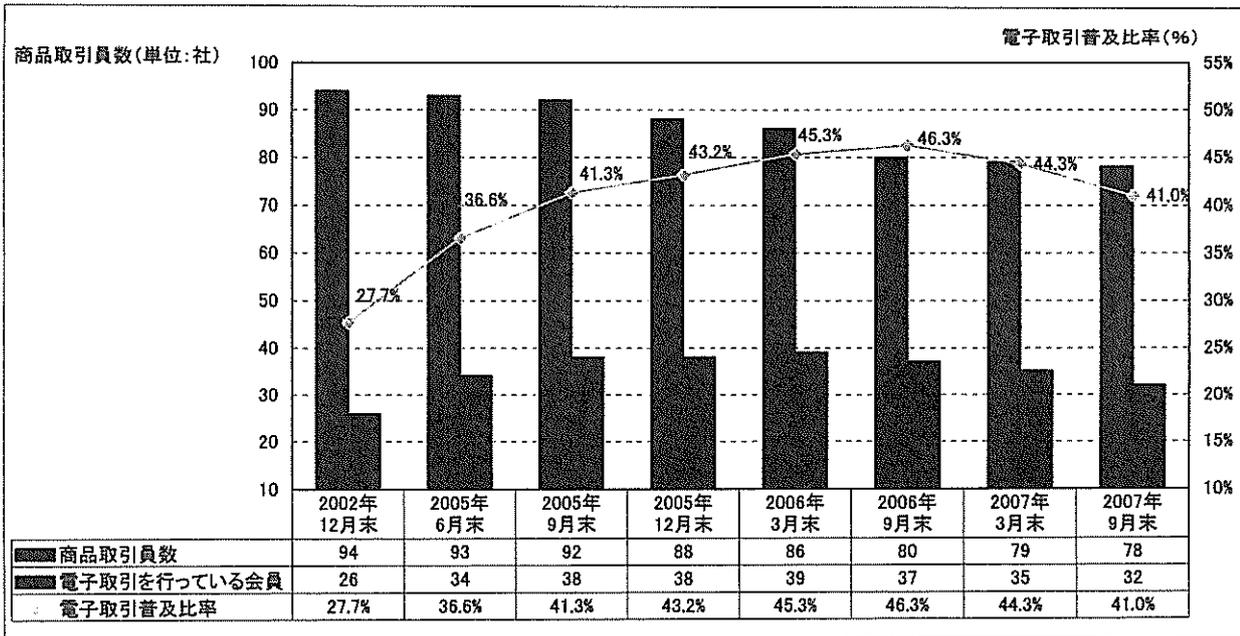
① 回答社数	本会からの調査に対して「電子取引を行っている」と回答した会社数
② 全商品取引員数	先物協会調査による。
④ 保有口座数	先物協会調査による。 2005年12月末まで:各社が有している口座の数 2006年 3月末から:証拠金の預託されている口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑤ うち電子取引口座数	先物協会調査による。 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数 2006年 3月末から:証拠金の預託されている電子取引口座(無担保委託者未収金を有する口座は含まない)
⑥ うち有効口座数	先物協会調査による。 2005年12月末まで:証拠金のある口座(無担保委託者未収金を有する口座を含む) 2006年 3月末から:建玉のある口座
⑦ 全口座数	日本商品先物取引協会調査による。(同協会に各社が提出している定期業務報告書の合計値)
⑨ 電子取引に係る 預り証拠金額	先物協会調査による。
⑩ 委託取引全体に係る 預り証拠金額	株式会社日本商品清算機構発表による。
⑫ 電子取引による売買枚数	先物協会調査による。
⑬ 総売買枚数	社団法人 全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」より(速報値)
⑮ 電子取引による 総約定代金	先物協会調査による。 対象期間における会員ごとの総約定代金の合計。 会員においては銘柄ごと、翌月ごとの月間平均借入債限に約定枚数、倍率を乗じて総約定代金を算出している。
⑯ 総約定代金	社団法人 全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」より(速報値) 個々の約定成立ごとの総約定代金の合計。 1約定においては売り方と買い方があるため、それを本会において2倍している。
*1 総約定代金、売買枚数	国内公設商品市場における取引を対象としている。(オプションを含む。)
*2 電子取引	顧客と商品取引員の間で受発注が電子的方法により行われる取引をいう。

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



2

商品先物取引における電子取引の普及状況 (商品取引員数ベース)



- (1) 商品取引員数
(2) 電子取引を行っている会員

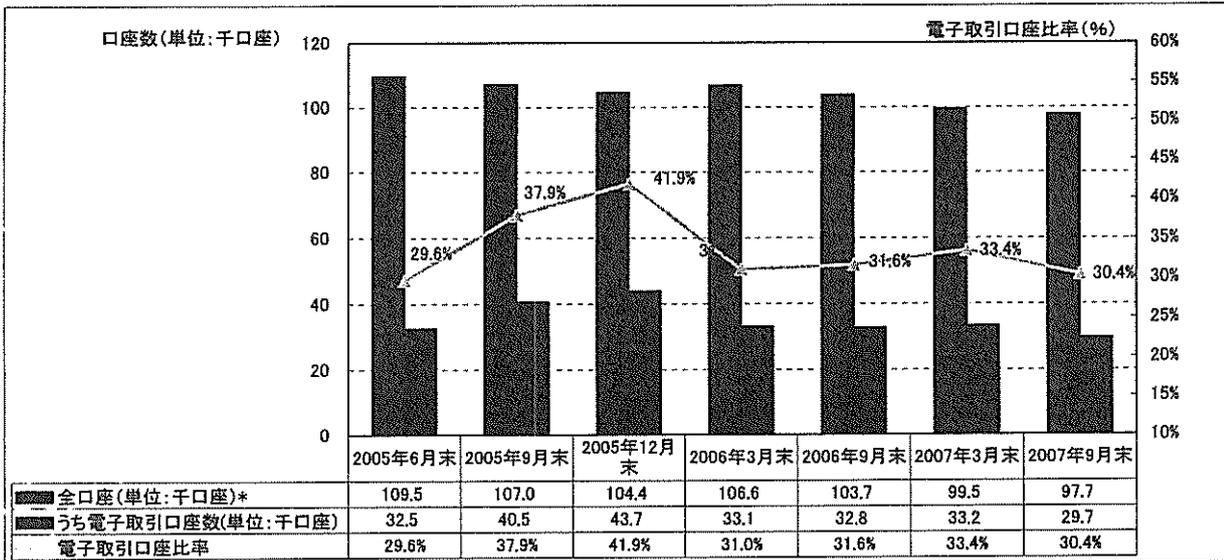
先物協会調べ。
本会調査に対し「電子取引を行っている」と回答した会員の数。

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



3

商品先物取引における電子取引の普及状況 (口座数ベース)



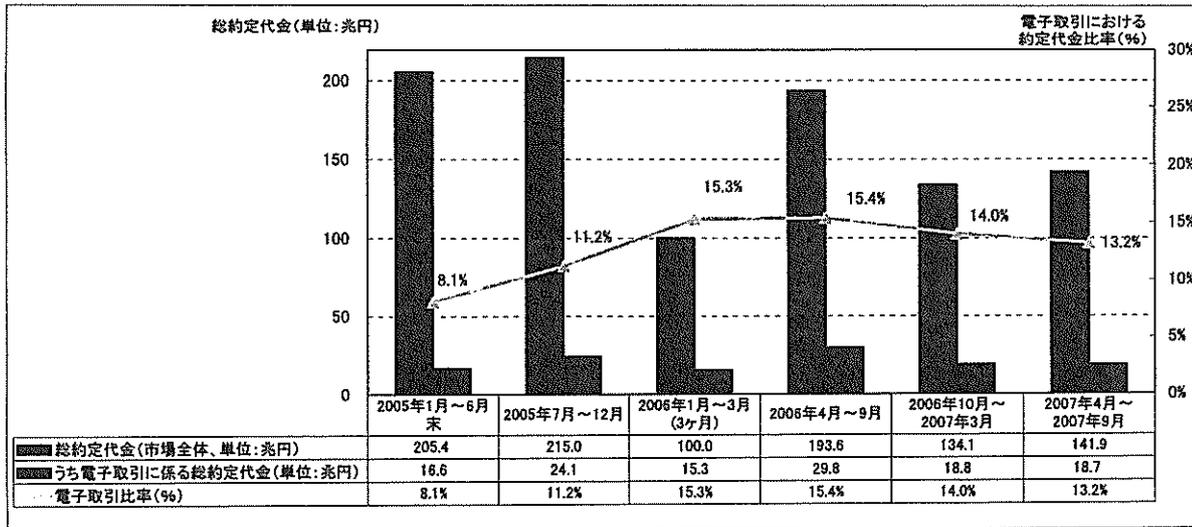
全口座	日本商品先物取引協会調べ。 同会会員各社が同会宛て提出している定期業務報告書の合計。
うち電子取引口座数	先物協会調査に対する会員企業からの回答の合計。 2005年12月末まで:各社が有している電子取引口座の数。 2006年3月末以降:証拠金残高がある電子取引口座の数。 (ただし、無担保委託者未収金を有する口座は含まない。)

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



4

商品先物取引における電子取引の普及状況 (総約定代金ベース)



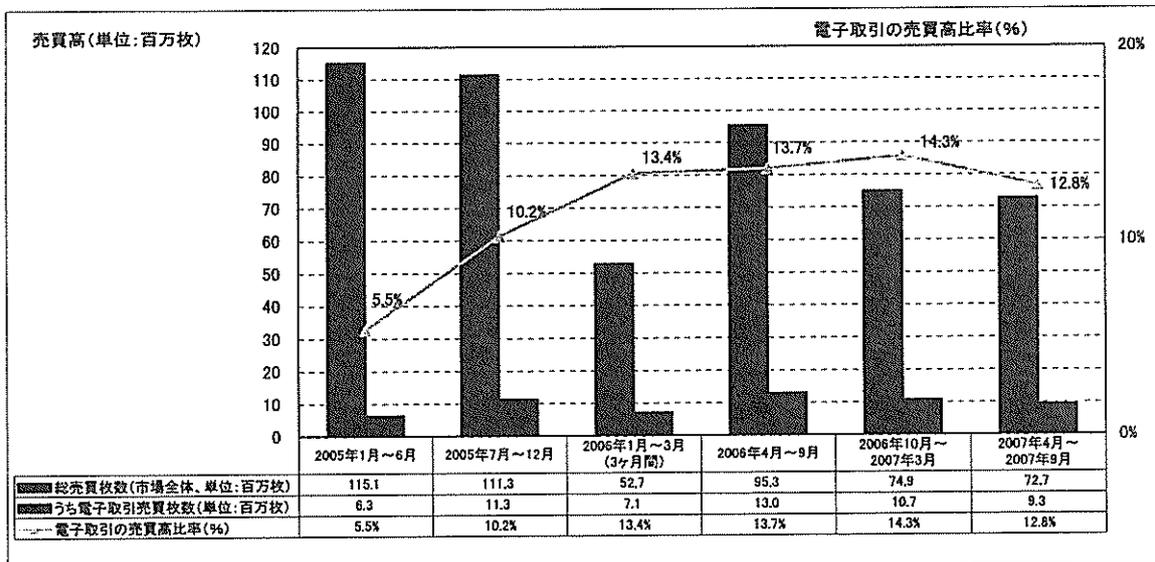
- | | |
|--------------------|---|
| (1) 総約定代金(市場全体) | 社団法人 全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」のデータ(片道)に2を乗じている。(約定においては売り方と買い方の双方が存在するため。) |
| (2) うち電子取引に係る総約定代金 | 先物協会調査に対する会員企業の回答の合計値。オプション取引を含む。 |
| (3) 電子取引 | 顧客と商品取引員間の受発注が電子的方法により行われる取引。 |
| (4) 調査対象期間 | 2006年1月～3月は3ヶ月。それ以外は6ヶ月間のデータ。 |

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



5

商品先物取引における電子取引の普及状況 (売買枚数ベース)



- | | |
|-----------------|--|
| (1) 総売買枚数(市場全体) | 社団法人 全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」のデータに2を乗じている。 |
| (2) うち電子取引売買枚数 | 先物協会調査に対する会員企業の回答の合計値。 |
| (3) 電子取引 | 顧客と商品取引員間の受発注が電子的方法により行われる取引。 |
| (4) 調査対象期間 | 2006年1月～3月は3ヶ月。それ以外は6ヶ月間のデータ。 |

2007. 11. 15 日本商品先物振興協会



6

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

国民生活センター相談件数集計結果の報告について

今年 7 月、会員各社にご協力を賜りました、各社の国民生活センター相談件数に係る開示請求の集計結果及び当会から国民生活センターに照会した国内公設先物取引等の相談件数の内訳について、別紙のとおりご報告申し上げます。

国民生活センター発表による商品先物取引関連の相談件数は、これまで国内公設商品先物市場と海外・私設を含めて公表されてきました。2005 年度 4,711 件、2006 年度は 4,532 件と報道されています。一部の新聞報道や国会においてあたかも国内公設商品先物市場の件数であるかのように報道されるため、区分を明確にするため会員代表者各位の協力を得て、正しい数字を把握して誤解を払拭するとともに、各社における苦情に係る取組目標として活用していただいているところです。

業界としては、日本商品先物取引協会（日商協）相談センターを当事者解決能力の高い自主規制機関として、広く社会に周知して会員に係る苦情は日商協相談センターに集約して、会員指導に活かされるよう、取組んでいます。

国民生活センター集計数値における商品取引員関係件数の正確な数値については、引き続き、照会を行い、勧誘等を巡る苦情ゼロ運動の努力目標として活用していく所存です。

業務等多忙の折、本件調査にご協力いただき、衷心より感謝申し上げます。

以上

国民生活センター相談件数集計結果について

1. 会員の開示請求に基づく国民生活センターの回答結果

(1) 今回の調査集計

調査対象期間：2006 年度下期 2006 年 10 月～2007 年 3 月

調査対象会員：71 社（全会員調査）及び廃業取引員 14 社

- ① 国民生活センターに寄せられた相談件数 872 件
うち、会員に係る相談件数 855 件
うち、廃業取引員に係る相談件数 17 件
- ② 国民生活センター・消費生活センターから直接会員に解決要請のあった件数 81 件
- ③ 国民生活センター・消費生活センターから日商協を經由して解決要請のあった件数 10 件

(2) 05 年度 06 年度比較

	2005 年度	2006 年度	05 年度 06 年度比較
全会員合計	2,427 件	1,787 件	73.6%
うち会員	2,270 件	1,736 件	76.5%
うち廃業取引員	157 件	51 件	32.5%
国民生活センター・消費生活センターから会員に解決要請のあった件数	176 件	136 件	77.3%
国民生活センター・消費生活センターから日商協を經由して会員に解決要請のあった件数	21 件	39 件	185.7%

2. 本会から国民生活センター照会を行った「商品先物取引関連の相談件数」
(国民生活センターが公表した「商品先物関連相談件数」の内訳)

	2006年度	2007年度(4月~8月まで)
国民生活センター公表「商品先物関連相談件数」	4,532件*	-
国内公設先物取引	660件	133件
国内私設先物取引	38件	6件
規制海外先物取引	489件	140件
非規制海外先物取引	416件	229件
対象不明	2,929件	-

*時事通信社07年9月20日報道

【調査結果に係る分析】

1. 会員に係る相談件数について

当会会員(廃業取引員含む)に係る相談件数については、05年度対比-26.4%、(640件減)となり減少している。2006年度分を上期・下期に分類して件数を比較すると、上期は915件、下期は872件と減少しているものの、43件(4.7%)の減少であり、顕著な減少を見たとは言いきれない状況で、一段の取組強化が求められる。

2. 国民生活センター公表件数の取引市場別内訳について

国民生活センターが発表する「商品先物取引関連」の相談件数については、05年度が4,711件、06年度は4,532件、前年度対比-4.8%となっています。

市場別でみると、国内公設先物取引は、05年度が700件、06年度が660件と、若干の減少(-5.7%)となっています。

一方では、非規制海外先物取引が05年度124件から06年度は416件と、3倍以上の相談件数が寄せられています。この背景としては、「海外商品先物取引・同オプション取引」「ロコ・ロンドン貴金属取引」等による被害が急増したことが想定されます。

しかしながら、市場としては対象不明(05年度:3,391件、06年度:2,929

件)が相談件数全体の大部分を占めており、かつ、個々の相談内容について開示されていません。しかし、取引員各社分として判明しているものが、05年度1,727件(不明件数中50.9%)、06年度1,127件(同35.8%)あることから、取引員判明分は公設市場に加算して集計すれば、05年度2,427件(51.5%)、06年度1,787件(39.4%)であり、これを正しく公表された場合に、自慢できる数字となっていない。

注意すべき点として、会員に解決要請のあった件数が06年度は175件(国民生活センターから直接:136件、日商協経由:39件)であり、国民生活センターが公表した商品先物関係の相談件数(4,532件)と対比すると、わずか4%弱であり、実際に会員に解決要請のない相談件数が大部分となっていることをどう分析するか。単なる問合せや消費センターの相談窓口での助言等で済んだものか、等を明らかにしてほしいところです。

会員において国民生活センター、日商協を通じて解決要請のあった相談件数の25倍以上の相談件数が、国民生活センター集計件数として公表されています。引き続き、照会を通じて相談件数の把握に努めていく所存ですので、会員各社のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

国民生活センター相談件数に係る調査集計結果

国民生活センターへの開示請求に基づく回答を集計

<調査対象期間:2006年10月～07年3月>

調査対象会員	71社	
調査対象廃業等取引員	12社	
不開示決定会員	14社	(照会を行った結果、国民生活センター等に相談等の履歴のなかった会員)
不開示決定廃業等取引員	8社	(照会を行った結果、国民生活センター等に相談等の履歴のなかった廃業となった会員)
開示決定会員(旧社名での開示含む)	57社	
廃業等取引員に係る開示決定	4社	

調査対象期間 (2006年10月～2007年3月)	調査対象会員に係る国民生活センター相談件数			国民生活センター・消費生活センターから直接、会員に解決要請のあった件数	国民生活センター・消費生活センターから、日商協を経由して会員に解決要請のあった件数
	全会員計	うち、現会員(旧社名等含む)の相談件数(計57社)	うち、廃業取引員(4社)		
2006年10月	163	159	4	14	6
11月	153	150	3	12	0
12月	137	135	2	23	1
2007年1月	109	107	2	9	1
2月	136	134	2	12	0
3月	174	170	4	11	2
合計	872	855	17	81	10

会員報告による国民生活センター相談件数集計結果 (2005年度2006年度比較)

2005年度	調査対象会員に係る相談件数			国民生活センター・消費生活センターから、日商協を経由して会員に解決要請のあった件数	国民生活センター・消費生活センターから、日商協を経由して会員に解決要請のあった件数
	全会員計	うち、現会員(75社)	うち、廃業取引員(11社)		
4月	232	195	37	19	5
5月	201	182	19	17	1
6月	208	200	8	15	2
7月	212	195	17	17	0
8月	224	212	12	16	1
9月	205	200	5	21	1
10月	192	187	5	12	4
11月	216	194	22	14	2
12月	262	250	12	20	2
1月	155	145	10	6	0
2月	176	171	5	13	3
3月	144	139	5	6	0
合計	2,427	2,270	157	176	21

2006年度	調査対象会員に係る相談件数			国民生活センター・消費生活センターから、日商協を経由して会員に解決要請のあった件数	国民生活センター・消費生活センターから、日商協を経由して会員に解決要請のあった件数
	全会員計	うち、現会員	うち、廃業取引員		
4月	164	154	10	8	3
5月	187	179	8	12	6
6月	196	190	6	13	7
7月	158	153	5	11	3
8月	109	107	2	7	3
9月	101	98	3	4	7
10月	163	159	4	14	6
11月	153	150	3	12	0
12月	137	135	2	23	1
1月	109	107	2	9	1
2月	136	134	2	12	0
3月	174	170	4	11	2
合計	1,787	1,736	51	136	39

73.6% 76.5% 32.5% 77.3% 185.7%

国民生活センター公表による取引市場別相談件数 (2005年度2006年度比較)

2005年度	4,711件	シェア
① 国内公設先物取引	700件	14.9%
② 国内私設先物取引	24件	0.5%
③ 規制海外先物取引	472件	10.0%
④ 非規制海外先物取引	124件	2.6%
⑤ 対象不明	3,391件	72.0%

2006年度	4,532件*	シェア
① 国内公設先物取引	660件	14.6%
② 国内私設先物取引	38件	0.8%
③ 規制海外先物取引	489件	10.8%
④ 非規制海外先物取引	416件	9.2%
⑤ 対象不明	2,929件	64.6%

*時事通信発表数値(07年9月20日)

20 先物振興発第 25 号
平成 20 年 3 月 13 日

日本商品先物取引協会
会長 荒井史男 殿

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

定期業務報告書等に係るデータ提供のお願い

当先物協会では、行政府等に商品先物取引制度に係る提言を行うに際して、業界の現状等を説明するため、商品取引所の出来高、委託者数、委託取引枚数等の統計的なデータを作成しております。

つきましては、貴協会が集計されている別紙のデータを活用させていただきたく、本会にご提供下さるようお願い申し上げます。

会員からの定期業務報告書及び月計残高試算表につきましては、本会においても定款等規則上は毎月提出すべき旨を定めておりますが、会員の事務コスト等の軽減のため、団体間でのデータ共有を図ることとして本会への提出は不要としておりますので、事情ご賢察のうえご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別紙)

1. 本会にご提供いただきたいデータ項目

下記の項目に係る全取引員の月次集計データ

(1) 定期業務報告書関連

- ① 会社数
- ② 支店数
- ③ 役職員数
- ④ 登録外務員数
- ⑤ 委託者数
- ⑥ 建玉者数
- ⑦ 預り証拠金合計 (現金・有価証券)
- ⑧ 月末建玉数 (売買合計による自己建玉数・委託建玉数、但し取次者に係るものを除く)
- ⑨ 月間取引高 (売買合計による自己取引高・委託取引高、但し取次者に係るものを除く)
- ⑩ 先物取引差金 (自己取引・委託取引)

(2) 月計残高試算表

- ① 商品先物取引に係る受取委託手数料
- ② 売買損益合計 (自己)

2. ご提供いただく方法

記憶媒体等による電子ファイル形式

3. ご提供いただく時期

貴協会でも次データを集計した都度

以上

【資料 7-1(8)】